

『澳門記略』と両広総督百齡の上呈「絵図貼説」

——広東体制の論理と領域

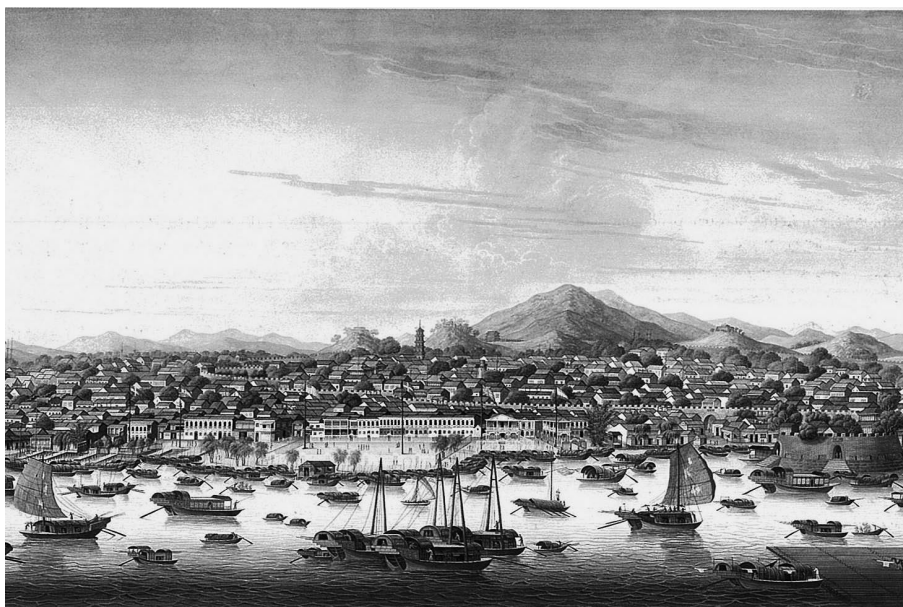
村 尾 進

は じ め に	237
I 『澳門記略』の論理	244
II 「絵図貼説」の領域	263
お わ り に	279

は じ め に

【図版1】は省城広州とその城外西関の珠江岸に設定された十三行（the Foreign Factories）を、対岸河南の仮想上の高い位置から描いた、清代中期1800年ころ作成の「外銷画（Chinese export pictures）」である。1980年代までの広東体制研究が念頭においていたのは、制限された対外関係（貿易・居留・異文化接触）を表象し、その後の「西洋の衝撃」を予告する、江戸時代の長崎港【図版2】に類似したこのような空間であった。その後、グローバリゼーションの本格化と香港・澳門の返還を経験した1990年代以後の研究が注目したのは、省城十三行に、ポルトガル人および諸外国人の居留地澳門、来航外国船の経由地虎門、停泊地黃埔という3つの空間を加えた、離散的かつ広域の領域であった【図版3】。この領域内においては、1980年代までの研究対象であった欧米商船に加えて、シャム船（朝貢船・民間船）・インドからの地方貿易船（パルシー・アルメニア・イスラム各商人）・澳門から出航するポルトガルの額船・澳門に来航するマニラおよび本国からのスペイン船・広州から出航する民間中国船なども活動を行い、交易が制限されていたわけでは全くないこと、また省城十三行・澳門・黃埔などが活発な異文化接触の場であったことが強調された⁽¹⁾。

他方、嘉慶13年（1808）に起きた第2次澳門占領事件の善後策提示に際して、両広総督百齡が奏摺とともに御覧用に上呈した「絵図貼説（コメント入り絵図）」【図版4】⁽²⁾は、



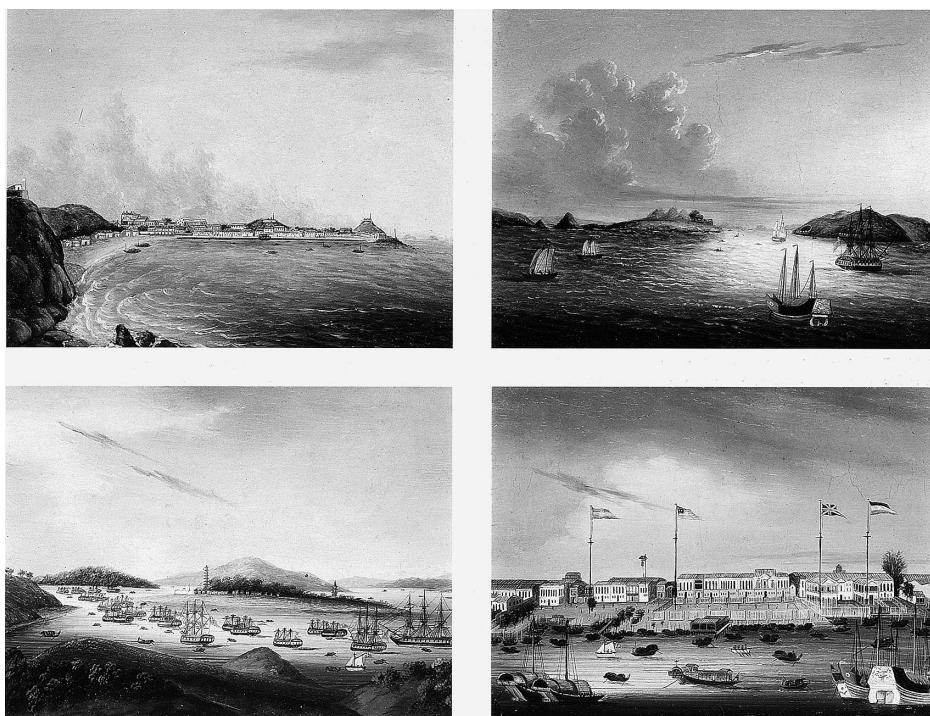
【図版1】

Hong Kong Museum of Art and the Peabody Essex Museum, *Views of the Pearl River Delta: Macau, Canton and Hong Kong*, Hong Kong: the Urban Council of Hong Kong, 1996, p. 163, “View of Canton” より転載。



【図版2】

大庭脩編著『長崎唐館図集成－近世日中交渉史料集 六』関西大学出版部、2003年、3頁、「伝円山応挙筆 長崎港之図」より転載。



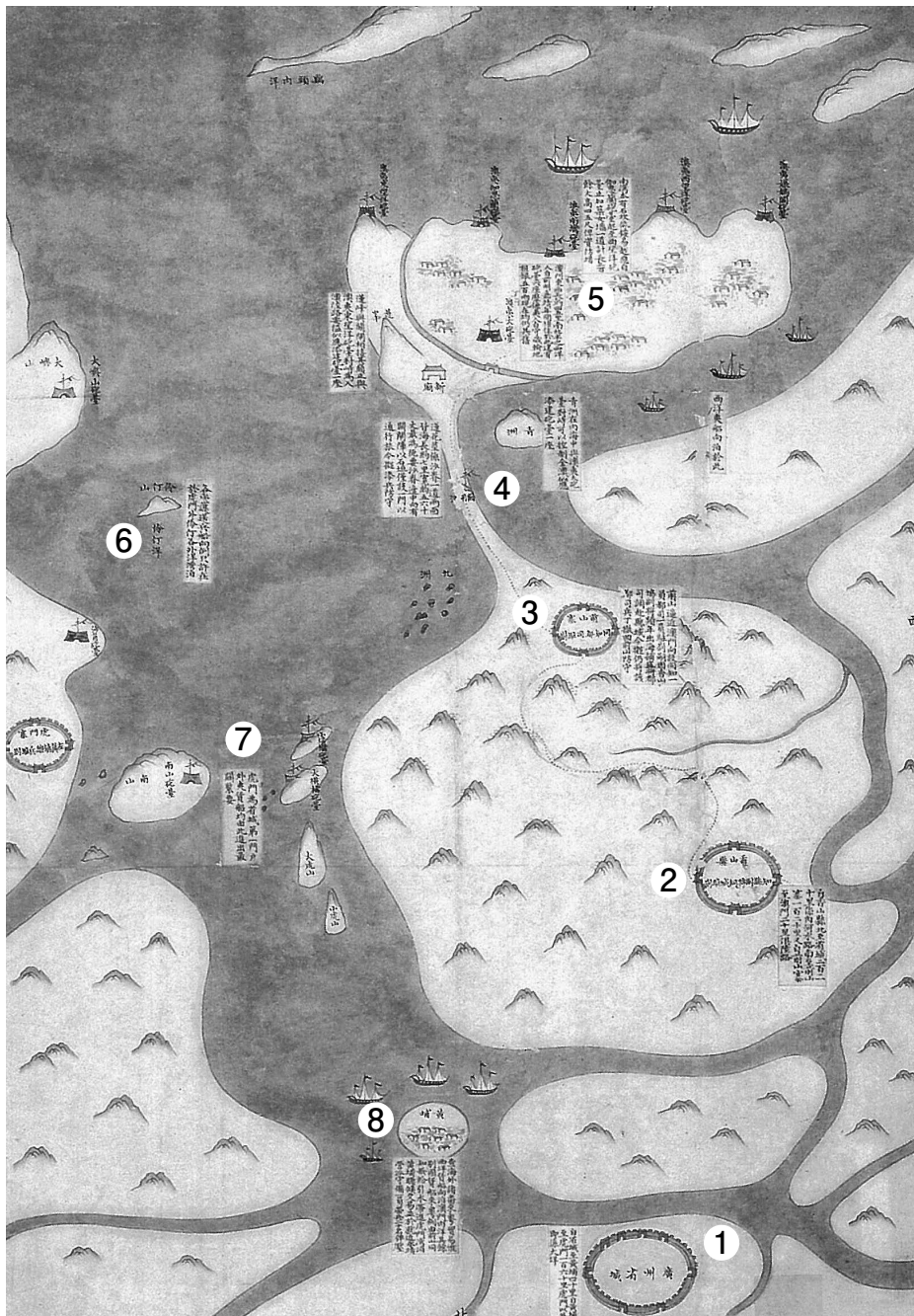
【図版3】

〔左上〕 澳門 〔右上〕 虎門 〔左下〕 黃埔 〔右下〕 省城廣州十三行

Hong Kong Museum of Art and the Peabody Essex Museum, *Views of the Pearl River Delta: Macau, Canton and Hong Kong*, Hong Kong: the Urban Council of Hong Kong, 1996, p. 49, “Four Port Views” より転載。

【図版3】と同一の領域を、切り離すことができない一体化したものとして提示しながら、省城【図版4の①】において十三行を全く表示しないという点で際立っている。乾隆帝自身が広東体制下の外国船貿易を表現する際に、「彼らははるか澳門で交易を行っており（伊等貿易、遠在澳門）」「澳門に洋行を設け（在澳門開設洋行）」というように、すべてを澳門に縮約して表現していたこと⁽³⁾、省城の士大夫たちの記述にも、十三行に滞在する外国商人への言及がほとんどないことを考慮すれば、十三行はあくまで行商の賃貸物件であり、外国商人はそこに一時的に仮住まいしているにすぎない、という以上の理由があったことが推察される。

百齡の「絵図貼説」を見ると、明瞭なコントラストを成した省城廣州と澳門を双焦点とする領域が、省城【図版4の①】から前山寨の広州府澳門海防軍民同知衙門【図版4の③】（以下、「澳門海防同知衙門」と略称）を経て澳門【図版4の⑤】へと延びる縦の中軸線と、省城と澳門を隔てる横の空隙によって構成され、質とスケールを異にしながら重層する3つの機能を同時に統制していることに気が付く。



【図版4】

①省城広州 ②香山県城 ③前山寨（広州府澳門海防軍民同知衙門） ④関閘 ⑤澳門 ⑥伶仃洋 ⑦虎門 ⑧黃埔

中国第一歴史檔案館・澳門－国両制研究中心選編『澳門歴史地図精選』華文出版社、2000年、75頁、「澳門図説」より転載、作成。

【A】省城／澳門

漢人読書人たちの意向に沿って、キリスト教宣教師と外国商人を澳門に排除した満人の天子は、その見返りとして、省城内に残された唯一の対外「関係」、シャムの朝貢によって、天子の徳の「光（広）被」と「中外一統」の実現を漢人読書人たちに認めさせ、少数者による多数者の支配という自らの統治を、漢人の論理に沿って正当化することができた。

【B】省城と澳門を隔てる空隙

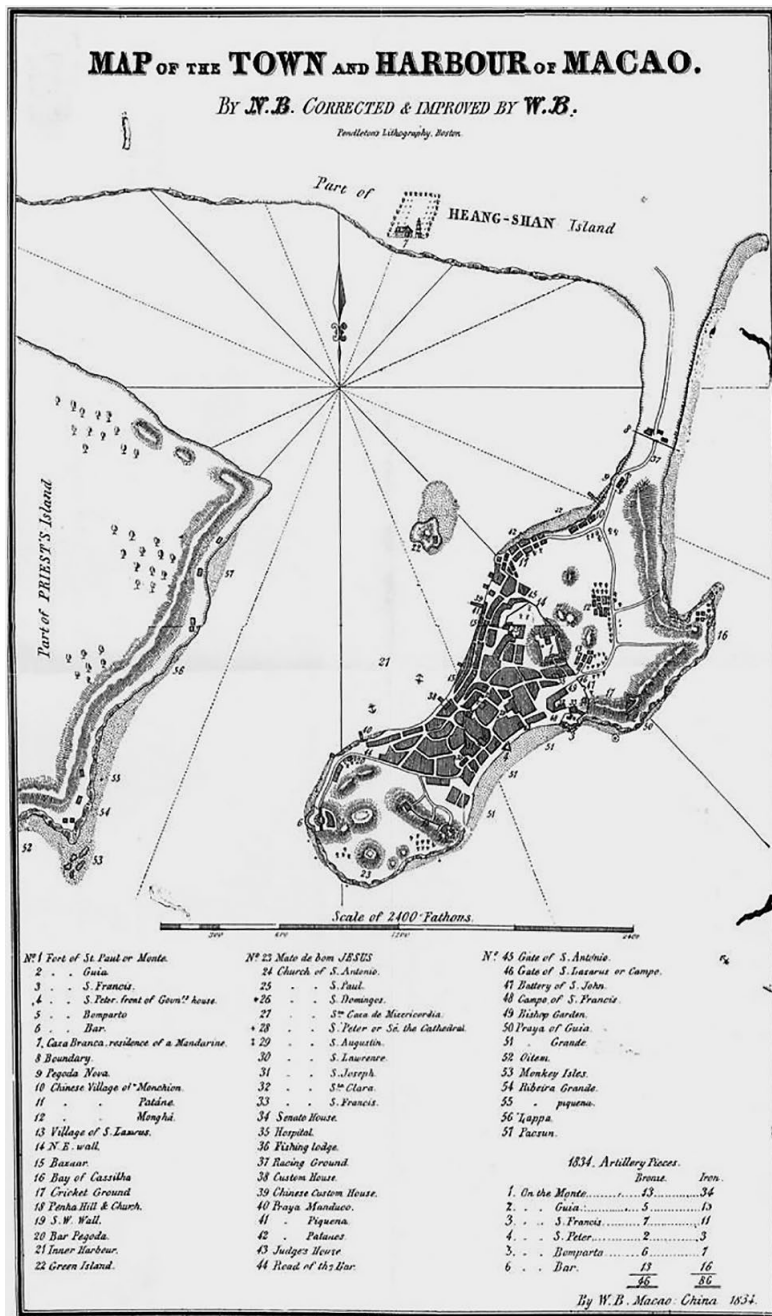
この空隙はキリスト教許容・諸民族雑居の東南アジア世界（その最前線が澳門）と、宣教師排除・外国商人管理に暗黙の了解を有する近世東アジア世界（その最前線が省城広州）を隔てる境界として機能していた。禁教・外国人の居留制限という近世東アジアの特性を保証することによって、広東体制が東アジアにおける外国船貿易の利益をおおむね独占することをこの空隙は可能にしていたのである⁽⁴⁾。

【C】領域全体

広域の領域を貿易の場として活用し、貿易対象国と貿易船数・貿易量に制限をかけないことで利益を効率的に最大化できたことは、清朝政府・行商をはじめとする地域住民・外国商人の三者にとって、共通の大きな利益となっていた。他方で、省城から澳門に近づくにつれて管理がルースになっていくこの領域は、キリスト教許容・諸民族雑居の澳門、珠江デルタ地帯に網の目のように走るクリークなど、中国側が管理しきれない部分を多く内包していた⁽⁵⁾。

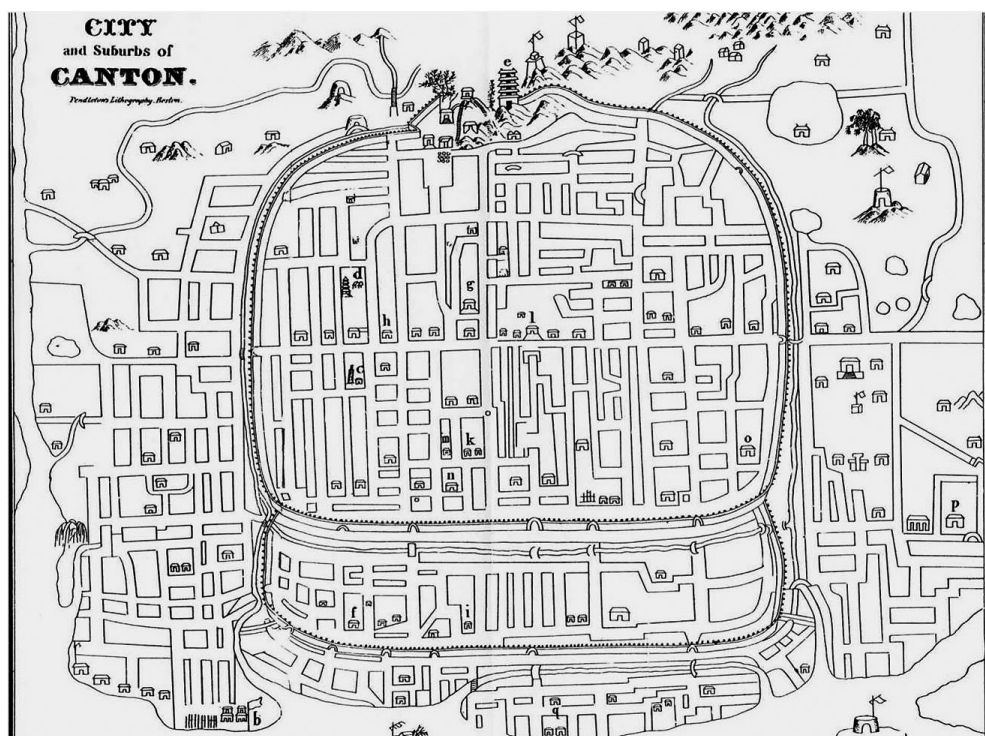
広東体制の主眼は上記【A】【C】を同時に機能させることにあったが、機能【A】を保証するためには機能【B】が要請され、【B】が機能しかつ来航外国船が増加すると、【C】における中国側が管理しきれない部分も増大するという逆説的な関係にあった。

百齡の「絵図貼説」にはいま一つ、画面上部に配置された澳門【図版4の⑤】に比べて、画面最下部の省城広州【図版4の①】が著しく小さく描かれ、十三行にとどまらず、省城の内部構造が全く表示されないという表現上の特徴がある⁽⁶⁾。広東体制を澳門の側から長期にわたって観察していたA. ユングステッド（Anders Ljungstedt）の著名な澳門史の著作に、それぞれの内部構造を描いた澳門図【図版5】と省城広州図【図版6】が併置されているのとは対照的である。百齡の「絵図貼説」が作成・上呈される契機となった第2次澳門占領事件が、長崎から帰還した軍艦フェートン（*HMS Phaeton*）号の虎門【図版4の⑦】突破と黄埔【図版4の⑧】到達に続く、海軍少将 W.O. ドルリー（William O'Brien Drury）による省城十三行への無断進入と両広総督との会見要求－両広総督呉熊光は外城の総督衙門で接見すると回答した－を含んだものであることを考慮するとき、この省略は



【図版5】

Anders Ljungstedt, *An Historical Sketch of the Portuguese Settlements in China; and of the Roman Catholic Church and Mission in China & Description of the City of Canton, Hong Kong*: Viking Hong Kong Publications, 1992, "Map of the Town and Harbour of Macao" より転載。



【図版6】

Anders Ljungstedt, *An Historical Sketch of the Portuguese Settlements in China; and of the Roman Catholic Church and Mission in China & Description of the City of Canton*, Hong Kong: Viking Hong Kong Publications, 1992, "City and Suburbs of Canton" より転載。

際立ったものとなる。

本論文では、広東体制の機能【A】【B】を対象として、まず澳門海防同知衙門創設時の同知2人の著作『澳門記略』に即しつつ、体制形成の背後にある漢人読書人層の論理を辿る（「Ⅰ『澳門記略』の論理」）。ついで『澳門記略』において特別の位置を与えられた2つのテキスト（張伯行の奏稿と陳昂の奏摺）と1つの機構（澳門海防同知衙門）を時系列にしたがって配置し、さらに『澳門記略』刊行後の展開を加えることで、広東体制の領域形成のプロセスを簡潔に再構成（「Ⅱ「絵図貼説」の領域」⁽⁷⁾）したうえで、百齡「絵図貼説」の見方をあらためて提示する（「おわりに」）。

I 『澳門記略』の論理

1 著者

『澳門記略』の著者の一人、印光任（康熙29–乾隆23年/1690–1758）は江蘇省宝山県の人、字は觥昌、号は炳巖。雍正8年（1730）に廩生から孝廉方正科に推薦され、まず広東省の署理知県として試用された後、広寧・高要・東莞諸県の知県、肇慶府同知などを歴任した。乾隆8年（1743）、東莞知県の際に起きたセンチュリオン（*Centurion*）号事件－G. アンソン（George Anson）率いるイギリス軍艦センチュリオン号がスペイン船を襲撃した後、虎門から黄埔手前の獅子洋まで入り、鈔税の輸納を拒んで兵端が開かれそうになった－を首尾よく処理した能力を評価され、乾隆9年における肇慶府同知ポストの澳門海防同知移行にともない、初代同知に任命された。澳門海防同知在任時の案件としては、センチュリオン号事件をうけたイギリス船に対するスペイン船の報復計画（乾隆9年）およびフランス船に対するイギリス船の強奪計画（乾隆10年）の阻止、虎門を経て黄埔に入港する外国船と澳門居留地管理のための章程7条の制定・施行などがある。乾隆10年には『澳門記略』の執筆を開始し初稿を完成、乾隆11年に同知の任を離れた⁽⁸⁾。

『澳門記略』のもう一人の著者、張汝霖（康熙48–乾隆34年/1709–1769）は安徽省宣城県の人で、字は芸墅・子諒。雍正13年（1735）に拔貢生から保挙され、乾隆元年（1736）以降、広東省河源・香山などの知県を歴任、乾隆11年（1746）の印光任離職をうけて、香山知県のまま澳門海防同知を兼任し、2年後の乾隆13年に正式に就任した。同知兼任・在任時およびその後に関わった案件としては、乾隆12年の澳門唐人廟（Seminário do Santo Amparo）の封鎖－乾隆11年の全国的な宣教師摘発を受けたもの。唐人廟をセンターとして、天主教の宣教師たちは、珠江デルタのみならず、湖北・湖南・江南まで布教を展開し、禁令発布後は唐人廟に逃げ込んでいた－、乾隆13年の李廷富・簡亜二事件－ポルトガル人衛兵による中国民人殺害事件－を契機とした澳門居留地管理のための新たな「善後事宜」12条の制定・施行（乾隆14年/1749）などがあるが、張汝霖自身は同事件の処理不備の廉で乾隆13年に同知の職を解任されていた。この後、乾隆16年に『澳門記略』を完成し、その後刊行した⁽⁹⁾。

2 構成

『澳門記略』は以下のような構成・内容となっている⁽¹⁰⁾。

序（張汝霖）

上巻：「目録」「図十一」「形勢篇（潮汐風候附）」「官守篇（政令附）」

下巻：「目録」「図十」「澳蕃篇（諸蕃附）」

後序（印光任）

地理的環境を記述した「形勢篇」は、澳門半島・前山寨（澳門海防同知衙門）のみならず、近海部の記述も含んでいる。同様に、「官守篇」は衙門創設にいたる澳門居留地の経緯にとどまらず、明清東南沿海地方の朝貢・互市の歴史・制度にも言及し、「澳蕃篇」は澳門のポルトガル人社会（「澳蕃」）だけでなく、朝貢・互市諸国（「諸蕃」）にも多くの紙幅を割いている。一見したところ、逸脱しているようにも見えるこれらの周縁的な記述が、同書全体に周到に張り巡らされた意図を浮かび上がらせる素地を作っているのである。

3 上巻「形勢篇」

広州知府に直属する澳門海防同知は、番禺・東莞・順徳・香山の4県を管轄し、海防の専管（「専司海防」）・出入船舶の査驗（「査驗出口進口海船」）と澳門居留地の華人・外国人管理（「管在澳民蕃」）の2つを職責としていた【校注74・76】⁽¹¹⁾。同衙門が管轄する領域を記述する上巻「形勢篇」は、衙門が位置する前山寨から出発し、澳門半島を時計回りにめぐった後、近海部の東・北・西・南という順に筆を進めて行く。この一連の記述では、それぞれの地点の情景を詠った、著者印光任・張汝霖をはじめとする多くの作者の詩歌が頻繁に挿入されることで、天空と海上・陸地に囲まれた空間の内部に位置する観察者の視覚と聴覚の広がりを読者は追体験することになる⁽¹²⁾。西部近海を除く、前山寨、澳門半島、東・北・南近海部は、広東体制の領域そのものである。

3-1 前山寨・澳門半島

前山寨の記述は、澳門の別称「濠鏡澳」が『明史』に現れること（「濠鏡澳之名、著於明史」【校注21】）、一本の長堤で澳門半島と接続している前山の地が澳門をコントロールするための要衝の地であること、明天啓年間に前山に設けられた要塞を清朝も継承し、康熙3年（1664）に副将を配置したが、やがて都司に格下げされたこと（これに対して「何準道は…要衝の地の軍備を損なわしめるものだといった（何準道曰、…坐令扼塞之地、武備損威）」【校注22】）、乾隆9年（1744）に澳門海防同知衙門を設置し副将を駐在させることで旧制に復し、前山寨の軍威がいつそう高まったことなど、明末以来の軍営の変動を簡潔に紹介している。その後、澳門半島につながる長堤（「蓮花茎」）とその中間に設けられた境界（「関閘」【図版4の④】）に言及した後、まず半島北部の望廈村に位置する澳門県丞衙門、ついで南湾（「南環」）・内港（「北湾」）、半島内の主要機構（ポルトガル人の自治機構、澳門議事会/Leal Senadoの議事亭、中国政府の粵海関澳門大関と内港の税関）、華人の構成（福建人・広東人）、珠江デルタ内各地行き船舶の種別（「省渡」「石岐渡」「新会

江門渡」…）という順に記述が進行し、乾隆10年の広東南韶連分巡道薛韞の巡検記（「澳門記」）および印光任・張汝霖を含む6人の作者の澳門を詠った詩歌を挟んだ後、最後に望廈村の観音堂（「普濟禪院」）に戻って澳門半島の記述は終わる【校注21-33】。

薛韞の「澳門記」は、澳門半島にとどまらない広東体制の全領域を簡潔に説明したものである。半島内については、ポルトガル人居留地区の行政機構・廟・砲台の名称を列挙し、最後に乾隆10年2月14日、澳門議事会の理事官（Procurador）に先導されて、澳門海防同知印光任・香山知県江日暄とともに三巴砲台（Fortaleza do Monte）に登り四方を眺望したときの感懐が述べられている。目をひくのは、ここに文天祥と崖山への言及が見られることである。

砲台の広さは百畝ほどで、中に建物が設けられている。西南の方角は十字門に面している。東の方角は九洲洋－島々が星のように眼前に散らばっている－を望み、さらにその東は宋の文天祥が勤王の拳の際に通過した伶仃洋である。西の方角は三竈・黄楊の諸山を望み、〔三竈山から〕北に向かってカーブして上ったところが崖山である【校注27】⁽¹³⁾。

さらに、「澳門記」に後続する澳門と望廈村観音堂を詠った詩の6人の作者の中に、釈今種（「澳門」詩6首）と釈跡刪（「丁丑夏客澳門普濟禪院贈劍平師」詩など2首）という2人の僧侶が含まれている【校注30・32-33】⁽¹⁴⁾。

3-2 近海東部

広東体制における外国船・シャムの朝貢・民間船、民間中国船の航行ルートにあたる近海東部は、珠江口の九洲洋・伶仃洋から始まり、広州海防三路のうち中路に属する虎門（横檔の東西砲台と南山・三門両砲台が呼応し、虎門寨も設置されていた）から珠江を遡上、獅子洋を経て、外国船・シャム船の停泊地である黄埔までを記述する。ここでもまず伶仃洋【図版4の⑥】において、文天祥の詩「過零丁洋」が引用され（「惶恐灘頭、惶恐を説き 零丁洋裡、零丁を嘆く（惶恐灘頭説惶恐 零丁洋裡嘆零丁）」）、虎門では釈今種の詩「望虎門諸山」の引用と「〔虎門は〕秀山ともいう。宋の張世傑が〔祥興帝〕趙昺を奉じて秀山に退き守った、というときの秀山がこれである（又名秀山、宋張世傑奉帝昺退保秀山、即此）」という一文の挿入、さらに獅子洋において釈今種の「出獅子洋作」「望海」両詩の引用が行われている【校注33-37】。

3-3 近海北部・西部・南部

宋末勤王運動への言及と釈今種・釈跡刪の詩の引用はその後も継続する。澳門半島から

香山県城【図版4の②】（広東体制下において、香山知県は澳門海防同知・澳門県丞とともに澳門管理の最前線の任にあたっていた）までの道のりを辿る北部近海の記述では、水路（澳門内港沖にある居留外国人の遊歩地青洲島から、秋風角・娘媽角・蛇埗を経て香山県城に至る）と陸路（雍陌・鳳棲嶺を経て香山県城に至る）の2つのルートが示されるが、記述の始まり青洲島において、ただちに釈跡刪の詩（「青洲島」詩）が提示される。また西部近海の記述は、崇禎10年（1637）に「紅毛」船がここから省城広州に進入して交易を求めたとされる虎跳門と、浪白滯（Lampacau）から澳門への交易場所の移動を記した冒頭部分を除けば、著者張汝霖自身が修復し墓碑を記した、黄楊山の張世傑墓をめぐる友人羅天尺・郭植・李卓揆・何邵らとの応答の詩歌に終始している⁽¹⁵⁾。この一連の応答の中に出現する人名（張世傑・文天祥・陸秀夫・宋端宗・端宗太后・楊太后）・地名（厓山・厓門・永福陵）・語彙（遺民）が呼び起こすのは、元軍に対する抵抗と宋朝の滅亡の記憶である。さらに広東体制下における来航外国船の最初の停泊地を記述する南部近海の記述では、内十字門・外十字門のあとの仙女澳において、宋端宗と陳宜中・蘇劉義をめぐる故事に言及しつつ（「宋益王昞は南遷してここに停泊した。丞相陳宜中は昞を奉じて占城に逃げようとしたが、暴風が起これり昞は崩御した。陳宜中は逃亡し、殿帥蘇劉義はこれを追ったが及ばなかった。夜、火事が起これり船はあらかた焼けてしまった（宋益王昞南遷泊此、丞相陳宜中欲奉昞奔占城、颺作、昞殂、宜中遁、殿帥蘇劉義追之不及、夜有火、燒舟艫幾盡）」）、明の黄瑜の詩「悲井澳」を引用し、続く大横琴・小横琴の後の老万山盧亭では釈今種の詩「盧亭」を引用するというように、ふたたび宋末の勤王運動と釈今種の双方に言及している【校注38-52】。

「釈今種」は番禺県出身の明の遺民屈大均の法名、同様に「釈跡刪」も肇慶の桂王行在で官職を得た番禺県出身の遺民方顓愷である⁽¹⁶⁾。『澳門記略』の著者たちが法名を以て屈大均と方顓愷を韜晦しようとしていたことに気が付くとき、「形勢篇」の巻頭－すなわち『澳門記略』本文の巻頭－に、まず『明史』（「濠鏡澳之名、著於明史」）の名と明遺民の何準道（明崇禎朝の大学士何吾驪の長子）の一節－「何準道曰、…坐令扼塞之地、武備損威」－が掲げられていたのは意図的なものであったことがわかる。逃避先としての澳門を含む広東体制の領域は、宋末の勤王・滅亡に重ねられた明朝遺民の空間でもあったのである⁽¹⁷⁾。

4 上巻「官守篇」

広東体制を制度面から記述する「官守篇」は、澳門【校注61-95】・朝貢【校注95-103】・互市【校注103-107】の3つのカテゴリーに分かたれている。「形勢篇」における明遺民の詩の引用はここでも継承され、さらに『明史』編纂官たちの詩作があらたに加わっている。

4-1 澳門

唐宋以来、諸外国の「貢・市」は提挙市舶司が管轄し、もともと澳門に専官はなかったという一文から始まる「官守篇」第一部分は、澳門海防同知衙門創設にいたる澳門居留地の経緯を述べている。明代の互市復活は巡撫林富、澳門の交易は黄慶、ポルトガル人の澳門居留は海道副使汪柏に始まると述べたあと、蓮花茎における関閘の設置（万暦2年/1574）、海道副使俞安性による「海道禁約五款」の發布（万暦41-42年/1613-1614）、前山寨の設置と兵士の配置（天啓元年/1621）など、澳門管理のための措置が順に記述され、最後にマテオ・リッチ（Matteo Ricci 利瑪竇）の澳門居留とその後の多数の宣教師の来華が付け加えられている【校注61-71】。

清代に入ってから記述は、明朝から受け継いだ前山寨の軍容の変動と遷界令下における関閘を通じた食料供給の管理に始まる。ついで康熙57年（1718）前後の3つのトピックス－①南洋海禁下における澳門出航貿易の許可（華人の乗船は禁止）、②碣石鎮総兵陳昂の提案－広州に入港する外国船舶は武器を提出させ、乗員を別に設けられた場所に隔離・監禁する－とそれが実行に付されなかったこと（「碣石總兵陳昂言、夷船入廣貿易、宜起其炮火、另設關束、以嚴防範、…不果用」【校注72】）、③台湾が版図に入ったことにより（「方是時、國家威德、無遠弗届、臺灣既入版圖」【校注72】）、南澳の軍事拠点を復活、海上巡察が命じられたのに合わせて、広東省の海防も三路に分ち、その中路は虎門・香山二水師が統括巡察するようになったこと－に言及する。その後、雍正3年（1725）の澳門額船制度の施行（ポルトガル船を25隻に限定し管理を強化）に続いて、著者たちを当事者とする最新のトピック－従来の香山県丞を、澳門を専管する「澳門県丞」として澳門半島内望廈に移駐させ、前山寨には広州知府に直属する澳門海防同知ポストをあらたに創設する－に入る【校注72-77】。

ともに澳門居留地管理のための政令發布（印光任の章程7条・張汝霖の「善後事宜」12条）に関わっているという点では共通しているものの、印光任が関与したのが互市をめぐる近年の海防上の事件であったのに対して、張汝霖の方は天主教の布教に関する明代以来の根深い問題であった。乾隆12年（1747）の澳門唐人廟事件をめぐる張汝霖の上奏（「請封唐人廟奏記」）を引用した後、「官守篇」では、マテオ・リッチ布教開始以後の明末官僚・士大夫たちの公論－排斥を主張する徐如珂・沈淮・晏文輝・余懋孳に対して、寛容を説く蔣德璟の「破邪集序」－【校注85-86】に触れ、続いて康熙8年（1669）の禁教令（「國朝康熙八年、禁各省開天主堂入教」）、碣石鎮総兵陳昂の請願を受けた康熙56年（1717）の再禁教令（「五十六年、以總兵陳昂言、申其禁」【校注86】）、さらに雍正元年（1723）の大規模な禁教令（「雍正元年、浙閩總督滿保復與閩撫黃國材疏陳其害、上納之、敕令直

省所建天主堂、悉改為公所、凡誤入其教者、許以惟新、違者治罪」)の後も、潜伏した宣教師たちにより、山西省・江南および広東省香山・順徳兩県などで盛んに行われていた布教が、今般の勅諭できっぱりと斥けられるのを目にすることができたのは、誠に幸甚の至りである(「今得奉明詔而斥之、微臣何幸躬其盛也」)と述べている【校注81-87】。『澳門記略』が完成した乾隆16年(1751)の段階において、互市をめぐる碣石鎮総兵陳昂の提案-広州に入港する外国船舶は武器を提出させ、乗員は別に設けられた場所に隔離・監禁する-がまだ実行に至っていなかった(「不果用」)のに対して、陳昂のもうひとつの請願-天主教の禁止-はここで一つの区切りに至ったと著者たちが認識していたことがわかる。

4-2 朝貢

「官守篇」の朝貢部分は、漢・唐・宋・元諸王朝にごく簡単に触れた後、「形勢篇」を踏襲した明遺民(顧炎武・僧跡刪)の詩に加えて、あらたに『明史』編纂官たち(王士禎・高詠⁽¹⁸⁾)の詩も引用しながら、以下のように続く【校注95-103】。

①〔朝貢国は〕唐・宋がとりわけ多く、元を経て明の洪武初年に至り、諸外国の三年に一度および代替わりごとの朝貢を定めた。あらかじめ割符を支給し、朝貢使節が到着したら、必ず三司(都指揮使司・布政使司・按察使司)が帳簿と照らし合わせて、表文・貢物に偽りがないことを確認してから京師に護送する。日本だけは〔朝貢の〕機会を与えない。このとき〔朝貢国のうち〕国境を接したものは三十六、言語を同じくするものは三十一、風俗を異にする大国は十八、小国は百四十九であった。永楽の初め、鄭和の使節団を「西洋」に派遣し、また交趾を滅ぼして支配下に置いた。諸外国は恐れおののき、貢物が殺到した。〔上呈された〕珍品・財宝は古来なかったもので、蘇祿国が献上した貢物の大真珠は、重量が七両を超えていた。諸外国の王で妻子眷属を率いて朝貢し、子を国子監に入れる者は数知れなかった。⁽¹⁹⁾

王士禎：「過墓」詩

顧炎武：詩

②そこで懷遠駅を〔広州城外西関の〕蜆子歩に設け、朝貢諸国の山川を、貢道にあたる地方の山川の次に合祀することを許した。後に海禁のためしだいに〔朝貢船は〕漳州・泉州の方に趨くようになったが、明朝を通じて朝貢が途絶えることはなく、琉球が最も勤勉であった。⁽²⁰⁾

③しかし唐の林邑・真臘が、入貢していながら、頻繁に名を変えて境界地域を侵犯していたようなこともあり得る。明の正徳年間に「仏郎機」が突入し朝貢を求めてき

た。地方官が例に反するとして許さなかったところ、やがて南頭に退去・停泊、柵を設けて自衛をはかり、嬰兒を攫って喰らうにいたった。御史邱道隆・何鰲はその罪を上奏し、海道副使汪鋐が兵を率いて駆逐しようとしたところ、なお火器を以て抵抗した。〔そこで〕汪鋐は泳ぎが得意なものを募って船に穴を穿ち、脱出した者をことごとく捕らえて殺したが、その大砲は保存しておいた。その後、汪鋐はそれにならって大砲を製造して辺鎮に配給することを請願し、その結果〔大砲が〕「仏郎機」と呼ばれるに至った。まさしく唐の節度使王処〔虔〕休がいうとおり、「海外に対しては一国に匹敵する威厳を見せ、忠義と信義の道を踏み行つて、これを後世に遺す」は、外国を統御し国内を安定させる最善の規範である。⁽²¹⁾

④ 国家の一統の盛大なることは、これまでをはるかに凌ぐものである。主客司・会同館の管轄となる者（朝貢国）は、朝鮮が最も早く、〔その後〕琉球・安南が続いた（「國家一統之盛、超邁前古、其屬於主客司・會同館者、朝鮮效順最先、琉球・安南相繼納款」）。

高詠：「送汪悔齋年兄奉使琉球和益都相公原韻」

王士禎：「送汪舟次檢討・林石來舍人奉使琉球」詩・「送孫子〔予〕立編修・周星公礼部奉使安南」詩

⑤ 貢期を定め、表文をチェックし、貢船は3隻以内、人員は100人まで、北京に向かう従者は20人を越えないようにする。〔入貢地に〕到着したら布政使が筵宴を設け、官兵が護送する。北京に到着したら、鴻臚寺の官員を派遣する。〔謁見後は〕勘合を支給し、〔入貢地まで〕伴送して帰国させる。⁽²²⁾

⑥ 広東を貢道とする国：暹羅。順治10年（1653）に朝貢を請願し、その後貢期はおおむね3年1貢であった。康熙12年（1673）、国王「森列拍」に誥命および鍍金の駝紐・銀印を下賜した。雍正2年（1724）には米を広東に運んで来た。朝廷はその意を嘉し、勅命を以て関税の免除、破格の賞賜を行った。⁽²³⁾

⑦：「賀蘭」。〔暹羅と同じく〕順治10年に使節を派遣し、海を渡って朝貢してきた。当初は八年一貢と定めていたが、その後五年〔一貢〕に改められた。康熙2年（1662）、同国は「出海王」を派遣、戦船を率いて閩安鎮に至り、「海逆」（鄭成功政権）討伐を助けた。明年、「出海王」は清軍を助けて廈門・金門を奪取した。これに対して褒奨の勅旨が下された。⁽²⁴⁾

⑧：「西洋」諸国。鄭和の航海以後、〔朝貢国として〕「古里」「瑣里」「西洋瑣里」「忽魯謨斯」の諸国があったことが『明史』『外国伝』に見える。万暦29年（1601）に利瑪竇が初めて宦官馬堂を通じて方物を進呈、我朝の康熙6年（1667）に朝貢を行い、

遠路の故を以て貢期を定めず、貢物も定額なしとされた。以後、毎年1回朝貢してきた。康熙10年、貢使「馬諾勿」が帰途に江蘇省淮安県で病没したので、礼に則って葬儀を行った。17年には「西洋国王阿豊肅」が使節を派遣し、貢物として獅子を献上してきた。「馬諾勿」「阿豊肅」が「西洋」のどの国に属する者なのかは確かめるすべがない。雍正3（1725）年に「西洋意大里亜国」の教皇「伯納第多」が使節を派遣し表文・貢物を上呈してきたものについては、現在の澳門の「大西洋」で間違いがない。〔これに対して〕雍正帝は褒奨の勅旨を下された。〔雍正〕5年、「西洋博爾都噶爾国王若望」がふたたび使節を派遣し、表文を奉って慶賀を表した。〔これに対して使節団への〕供給を潤沢にし、また礼部郎中一名を派遣して宮中の「西洋人」とともに送迎を行わせたのは、異例のことといえよう。⁽²⁵⁾

僧跡刪：「送高二尹伴貢入京」十首

①から⑧にはじめて目を通すとき、①洪武・永楽、③正徳、⑥順治・康熙・雍正、⑦順治・康熙、⑧万暦・康熙・雍正の各年号が順に出現し、さらに①に配置された王士禎・顧炎武の詩作は、明代永楽15年（1417）に朝貢し、帰途の德州で逝去した蘇祿国王の墓（「蘇祿國王以明永樂十五年來朝、賜印誥、歸次德州卒、葬以王禮、諡恭定、墓在德州」【校注96】）を見た際の感懷を詠ったものとしてここに添えられたものであること、また⑧万暦29年（1596）の利瑪竇の記述は、清代の「西洋国」朝貢の経緯を述べるために、その淵源に遡ったものであることを考え合わせれば、①から⑧までのこの一段が明清時期東南沿海側の朝貢の歴史を、時系列にしたがって述べたものであることは容易に察しがつく。しかし、明代と清代の境目がどこになるのか－清代がどこから始まるのか－は、ただちには判然としない。『澳門記略』の刊本をあらためて参照し、④の冒頭「國家」の2文字の前に空格が一つ配置されている⁽²⁶⁾ ことに気が付いたときに、ようやく「國家の一統の盛大なることは、これまでをはるかに凌ぐものである（國家一統之盛、超邁前古）」で始まる④こそが、清代の記述の始まりであると確信を以て判断することができるのである。

わかりにくさの原因は、④冒頭の「國家」にある。『澳門記略』の他の箇所では、明朝から清朝に記述が切り替わる際、「我朝」【校注138】「国朝」【校注86・101・105・115・119・129・181】「聖朝」【校注185】など、朝代の交替を明快に意識させる表現が使用されているのに対して、④の冒頭のみはニュートラルに国家－あるいは天子－を意味する「國家」を使っているからである。『澳門記略』中の地の文で、「國家」の2文字が使われているもうひとつの箇所（「このとき國家の威徳が隅々まで及び、台湾がすでに版図に入り（方是時、國家威徳、無遠弗届、臺灣既入版圖）」【校注72】）が、記述が清朝に入っ

からかなり進んだ段階で、違和感なく使用されているのを考え合わせるとき、④冒頭の「國家」の2文字の配置は意図的なものであることがわかる。

『澳門記略』『官守篇』の明代朝貢部分および清代朝貢の冒頭部分は、雍正8年（1730）に編纂を開始し、翌9年に完成した郝玉麟等監修『（雍正）廣東通志』巻58「外番志」⁽²⁷⁾をベースにして、必要部分をピックアップし、さらに他の記載を加え、小規模な順序の入れ替えを行ったものである。同書「外番志」は、歴代の朝貢の状況に言及した後、明代については洪武初年の諸外国三年一貢の記事から叙述を始め、正徳年間の「仏朗機」による東莞県突入事件とその後の変容を述べた後、「これが歴代の諸外国安撫の概要である（此歴代柔遠之大概也）」という一文で結び、その後ただちに「わが朝の（康熙）会典が恭しく述べるように、国家の一統の盛大なることは、これまでをはるかに凌ぐものである。四方の諸国の藩服・朝貢する者は数え切れず…（國朝會典恭載云、國家一統之盛、超邁前古、東西朔南稱藩服・奉朝貢者不可勝數…）」という清代の記述を始めている。『澳門記略』は、『（雍正）廣東通志』「外番志」に本来あった、明朝（およびそれまでの中国歴代王朝）と清朝を明確に区切る記述（「此歴代柔遠之大概也、國朝會典恭載云」）を削除してそのままにしたために、あたかも明朝（およびそれまでの中国歴代王朝）と清朝が一体化したかのような感覚が生じたのである⁽²⁸⁾。

『（雍正）廣東通志』「外番志」に対して『澳門記略』が行った削除は、もう一つのはたらきを持っていた。本来の出处である「國朝會典（『康熙会典』）」が削除されて、独立することとなった「國家一統之盛、超邁前古」の一節を見たとき、『澳門記略』の著者、そして同時代の士民—とりわけ広東の士民—がただちに想起するのは、清朝の大一統を強調し、「華夷之辨」の不当性を主張した『大義覺迷録』である（「大成一統無外之盛」【覺迷録63】⁽²⁹⁾「超越三代…亘古未有」【覺迷録25】「超越千古…邁盛三代」【覺迷録43】「超越古今」【覺迷録94】「直邁商周」【覺迷録117】「遠邁商周」【覺迷録118】「超于前古」【覺迷録153】「超越前古」【覺迷録157】「大一統之盛、雖殷周有未及者」【覺迷録148】）。雍正7年（1729）、雍正帝は各省に対して、『大義覺迷録』を「刊刻の上、全国各府州県にあまねく頒布し、「讀書士子」および「郷曲小民」に内容を周知させよ。また〔各府州県の〕学宮に1部を保存し、将来の讀書人たちにも閲覧・知悉させよ。もし『大義覺迷録』を見たことがない、〔『大義覺迷録』中の〕朕の上諭を耳にしたことがないという者がいれば、ただちに摘発し、必ずや当該省の学政および当該県の教官を重罰に処するであろう。」との上諭を下した【覺迷録9】。『大義覺迷録』刊本が広州に到着後、巡撫の傅泰が同書を精読中に、呂留良らの著作以外に、「逆書」として「屈溫山集」という書名が挙げられている【覺迷録110】ことに気が付き、これは広州の屈大均（字は翁山）の文集のことで、同文集中

には多数の「悖逆之詞」が隠されていることを発見した。また、広東省恵来県教諭の任にあった屈大均の息子屈明洪も、「屈温山集」が父親の文集であることに気が付き、自首してきた。最終的に、自首を考慮して、30年以上前に死去していた屈大均は「剝屍梟示」を免れ、屈明洪ら子孫は「斬決」「為奴」からランクを下げた刑罰となった⁽³⁰⁾。雍正8年(1730)に広東省の署理知県として試用された印光任は『大義覺迷録』の普及と乾隆初年(1735)の禁書化、雍正13年(1735)に保举され広東省河源県などの知県を歴任した張汝霖も『大義覺迷録』の禁書化に関与し、ともに同書の内容と「屈温山集」事件を知悉していた。『(雍正)広東通志』(巻1「典謨志」には「御制大義覺迷録序」が収録されていた)の「外番志」に対して『澳門記略』が行った操作は、明朝と清朝を一体化させると同時に、『大義覺迷録』を想起させるというはたらきも担っていたのである。

「一統之盛」の一句を含んだ『大義覺迷録』中の有名な一段において、雍正帝は同書の核心－「華夷之辨」を否定し、清朝支配の正当性を保証する根拠としての「大一統」－を、領土を意味する「版図」「疆宇」という外在的・俯瞰的な視点から定義している。

曾静が華夷の辨に惑わされている点についていえば、これはこれまでの歴代君主が中外一統を成し遂げることができなかったゆえに、彼我の別という考えを自ら仕立て上げていたところに原因がある。『洪武宝訓』を読むと、明の太祖が常に人民と辺疆に対する警戒を怠らなかったことがわかる。思うに明の太祖自身がもとと元末の叛乱民で、人がその故智に倣うことを恐れたがゆえに、その警戒に汲々とし、その威徳もモンゴルの民衆を支配するに十分ではなかったために、辺境の警戒に兢々としていたのであろう。しかるに明代を通じて、しばしばモンゴルの侵犯を受け、数億の民の財産を費やし、中国は疲弊した。そして〔最終的に〕明を滅ぼしたのは、流民の李自成であった。古来、聖人が人を感化する手だては、ひたすらの誠しかない。籠絡することで防備しようなどという考えがあれば、それは誠ではないのである。自分が誠ならざる態度を以て人を遇すれば、人も同様の態度で応じるというのは、情理として当然のことである。ゆえに明代の君主の方が、人民に対する猜疑の心から、彼我を一体と見なすことができなければ、人民の心からの服従という成果を得られるはずもないし、モンゴルに対する畏懼の気持ちから、彼我を一家とみなすことができなければ、中外一統の謀を達成するなどできるはずもない。……世祖順治帝は萬邦に君臨し、聖祖康熙帝はこれを受けて泰平を現出され、モンゴル・中国を合わせて一統の盛世を実現し、台湾も併合して、すべてを領土(「版圖」)に編入された⁽³¹⁾。古来からの中国の領土(「疆宇」)が今日に至って大いに拡張されたのである。人民たる者みな慶賀・

歡喜すべきであり、中外・華夷の言辞を弄する余地などどこにあるのか。

至曾靜蠱惑于華夷之辨、此蓋因昔之歷代人君、不能使中外一統、而自作此疆彼界之見耳、朕讀洪武寶訓、見明太祖時時以防民・防邊為念、蓋明太祖本以元末奸民起事、恐人襲其故智、故汲汲以防民奸、其威德不足以撫有蒙古之眾、故兢兢以防邊患、然終明之世、屢受蒙古之侵擾、費數萬萬之生民膏血、中國為之疲敝、而亡明者、即流民李自成也、自古聖人感人之道、惟有一誠、若存籠絡防範之見、即非誠也、我以不誠待之、人亦不誠應之、此一定之情理、是以明代之君、先有猜疑百姓之心、而不能視為一體、又何以得心悅誠服之效、先有畏懼蒙古之意、而不能視為一家、又何以成中外一統之規、……世祖君臨萬邦、聖祖重熙累洽、合蒙古・中國成一統之盛、併東南極邊番彝諸部、俱歸版圖、是從古中國之疆宇、至今日而開廓、凡屬生民皆當慶幸者、尚何中外・華夷之可言哉」【覺迷錄84-85】

モンゴルをコントロールできなかったために自ら疲弊して滅びた明朝とは異なり、モンゴルを併合し、台湾も領土（「版圖」）に組み込んだ清朝は、これまでとは一線を画した広大な領土（「疆宇」）を現出したのであり、「華夷之辨」を弄する余地などないとした雍正帝は、『大義覺迷錄』の他の箇所でも、元朝はその領土（「幅員」）が広大で、政治制度も賞賛すべき点が多々あるのに、後世これを評価する者が寥寥たるものであると批判し（「歷代以來、如有元之混一區宇、有國百年、幅員極廣、其政治規模頗多美德、而後世稱述者寥寥」）【覺迷錄7】、漢・唐・宋・明の諸王朝は領土（「幅員」）が広くなかったため、西北諸地域の防衛のために人民が疲弊したと述べている（「且漢唐宋明之世、幅員未廣、西北諸處皆為勁敵、邊警時聞、烽煙不息、中原之民、悉索敝賦、疲于奔命、亦危且苦矣」）【覺迷錄22】。さらに「曾靜がかたや「天下一家、万物一源」といい、かたや中華の外は四方みな夷狄であるというのは自己矛盾である。『中庸』に「中・和を致せば、天地位し、万物育す」とある。九州四海の広大さの中で、中華はその百分の一を占めるに過ぎず、その外にある四方の領域も中華とともにこの広大な天地の中にある—これこそが「一理一氣」というものである。中華と夷狄がそれぞれ別の天地に属しているということなどあるはずもない」（「中庸云、致中和、天地位焉、萬物育焉、九州四海之廣、中華處百分之一、其東西南朔同在天覆地載之中者、即是一理一氣、豈中華與夷狄有兩個天地乎」）【覺迷錄55】と主張する。外在的な位置から俯瞰された平面上の各要素は本来互いに対等であると雍正帝は主張しているのである。

『中庸』中の「誠」の一語を利用した雍正帝の「古来、聖人が人を感化する手だてはひ

たすらの誠しかない」が、「版図」の概念に添えられた、漢人知識人向けのレトリックに過ぎない⁽³²⁾のに対して、曾静は『中庸章句』第22章以下の「誠」の議論を念頭に、雍正帝の詰問に対する供述を行っている。

そもそも天は至誠そのものです。至誠のみが無限に広がる天地を隅々まで感応させる手だてなのです。ゆえに『中庸』は、誠は必ず推し極めて天に至るといっているのです。誠のみが天に合することができ、高明・光（広）大・博厚・悠久にして、天そのものである所以なのです。これこそ〔至誠の聖人である〕わが皇上がモンゴル・中国を合わせて一統の盛世を実現し、およそ天が覆うところの者をすべて版図に帰せしめた所以であります。およそ人民たる者はみな歓喜・慶賀すべきであり、華夷・中外を分かつことなどどうしてありえましょうか。理と実践が究極に至れば、堯舜が甦ったとしても、口を挟む余地などないのです。

蓋惟天至誠、惟其至誠所以覆冒無外、感而遂通、故中庸言、誠必推極于天、惟其誠能合乎天、所以高明光大、博厚悠久、與天無異也、此我皇上所以合蒙古・中國成一統之盛、凡天所覆冒者、俱歸版圖、凡屬民生、皆當慶幸、豈有華夷・中外之間哉、理到至處、行到極處、雖堯舜復起、亦不能贊一詞【覚迷録89】

『中庸章句』の「誠」の議論は、自己充足し、空間に内在する聖人（天子）の身体から、周辺へと向かう非対称（単方向）なベクトルを説いている。①決して何らかの外物に依拠することのない、おのずからなる「至誠」の働きにしたがって、②天と地のまん中にいる天下の「至誠」（聖人＝天子）が、我・人・物の性を尽くすならば、上なる天・下なる地と並ぶものとして三位一体を形成し、天地の間にある万物を造化し生育するその働きを賛助することができる、③その結果、聖人の名声は中国からあふれ出して天下（世界）にとどろきわたり、ありとあらゆる場所の生きとし生ける者で（「天之所覆、地之所載、日月所照、霜露所墜（墜）、凡有血氣者」）、そのような聖人を尊び親しまない者はない—この「光被四表」を証明するものとして、威徳・声教を慕った万国の自発的な朝貢が行われる—⁽³³⁾というのである。

これを念頭に曾静は、清朝大一統の最大の根拠となる雍正帝の「モンゴル・中国を合わせて一統の盛世を実現し、台湾も併合して、すべてを領土に編入された（合蒙古・中國成一統之盛、併東南極邊番彝諸部、俱歸版圖）」という一節に対して、「併東南極邊番彝諸部」を「凡天所覆冒者」に差し替えるという操作を行った。「東南極邊番彝諸部」が台湾

を指していることに気がつかなかったために、「光被四表」のイメージを以て「凡天所覆冒者」の一句に差し替えたのである。この操作の結果、天子の威徳・声教のおよぶ範囲すべてが版図であるという非現実性に加えて、「合蒙古・中國成一統之盛、凡天所覆冒者、俱歸版圖」という一文を読む際に、読者は「合蒙古・中國成一統之盛」（「版図」：外在的観点）、「凡天所覆冒者」（「光被四表」：内在的観点）、「俱歸版圖」（「版図」：外在的観点）という、めまぐるしい視点の切り替えを強いられることになる。我々が地図を手を街を歩いているとき、歩みを止めて地図を参照すれば、全体の中の自己の位置を外在的（俯瞰的）・視覚的に確認することができるが、地図から目を離してふたたび歩き出したとたん、自らの経験・記憶をたよりに、周囲の環境に対する五感を総動員しつつ、内在的かつ単方向的な動作を継続し続けなくてはならないというように、外在的観点と内在的観点は互いに双対の関係－片方が成立すれば、必ずもう片方も成立するが、同一場所で同時に実行することはできない－にあるからである。

曾靜の操作を受けて、『澳門記略』の著者たちは『中庸章句』の観点をさらに徹底するために、雍正帝の「合蒙古・中國成一統之盛、併東南極邊番彝諸部、俱歸版圖」という一文の、【A】後半「東南」のみを記述の対象とし、【B】台湾版図化の記事を、中国東南地方の歴代朝貢を記し、清朝について「國家一統之盛、超邁前古」の一節を持つ『（雍正）広東通志』「外番志」の記述に差し替え、【C】台湾の記事は澳門海防同知衙門の成立過程を記述する先行箇所に移動して、操作の痕跡を残すために「國家」の2文字を挿入（「方は時、國家威徳、無遠弗届、臺灣既入版圖」【校注72】）、【D】差し替えた『（雍正）広東通志』「外番志」の記述は、編集の際に明朝と清朝を区分する記述（「此歴代柔遠之大概也、國朝會典恭載云」）を削除したままにすることで、明朝と清朝を一体化させ、【E】「一統之盛」を、雍正帝の「西北中心・版図・明朝との断絶」（上記引用【覚迷録84-85】）から、「東南中心・光被」/朝貢・明朝との接続（一体化）（「官守篇」朝貢部分①～⑤）に切り替えたものと思われる。

4-3 互市

「官守篇」の互市部分は、朝貢（「貢」）と互市（「市」）が相互依存の関係にあり、当初は規定が厳密に守られていた朝貢が、朝貢を偽った互市のために廃れ、最初は抑制されていた関税の過度の勒索の影響で、互市も廃れていったと前置きした後、後漢・唐・宋・元諸王朝の互市をめぐる制度を簡潔にたどる。その後、明代について、明初の提挙市舶司設置、永楽帝時代の宦官による関税管理、嘉靖元年の福建・浙江両市舶司廃止と唯一残った広東市舶司における宦官韋眷の横暴および税課の不足に言及する。清代に入ってから、康熙24年（1685）に粵海関監督が設置され、当初、内務府の官員がその任についたが、

汚職を契機に広東巡撫、ついで近年は両広総督が兼任するようになったと述べた後、互市諸国を「紅毛」（賀蘭・英吉利・瑞国・璉国）・「仏郎機」（弗郎西・呂宋）の2つのカテゴリーに分け、『澳門記略』の作者と同時代人、羅天尺の詩（冒頭の8句のみ引用）を添えつつ、省城十三行の状況を紹介している。

毎年おおむね20隻あまりの〔来航船〕数があり、到着したら慰労の品を供給する。牙行が責任を持って管理し、これを十三行という。いずれも高層の建築を設えている。〔外国船の〕船長は「大班」、次席は「二班」といい、ともに十三行に滞在することを許可されている（他のスタッフは全員、船舶で待機）。これは明代、〔朝貢使節のための施設である懷遠〕駅のわきに120間の建物を造成して外国人を住まわせた制度の名残である。

歳以二十餘舵為率、至則勞以牛酒、牙行主之、曰十三行、皆為重樓崇臺、船長曰大班、次曰二班、得居停十三行、餘悉守舶、即明於驛旁建屋一百二十間以居蕃人之遺制也

羅天尺「冬夜、珠江舟中に洋貨十三行を火焼するを觀、因りて長歌を成す（冬夜珠江舟中觀火燒洋貨十三行因成長歌）」

廣州城郭天下雄 廣州の城郭 天下の雄たり

島夷鱗次居其中 島夷 鱗次して其の中に居る

香珠銀錢堆滿市 香珠銀錢 堆みて市に滿ち

火布羽緞哆哪絨 火布・羽〔雨〕緞・哆哪絨あり

碧眼蕃官佔樓住 碧眼の蕃官 樓を^し估めて住み

紅毛鬼子經年寓 紅毛の鬼子 年を経て寓す

濠畔街連西角樓 濠畔の街は西角の樓に連なり

洋貨如山紛雜處 洋貨 山の如し 紛雜の處^{ところ} 【校注105】

本来、天子の徳の「光被」を慕って来航する朝貢使節のために、朝貢儀礼が展開される省城に接する、城外西関の地に設けられていた懷遠駅附設の建物の名残として、外国船貿易専用の高層建築が設置され、多数の商人がそこに密集、長期滞在していることを問題視する記述と羅天尺の詩の配置は、康熙56年（1717）の碣石鎮総兵陳昂の提案－広州に入港する貿易船舶の外国人を別に設けた場所に隔離・監禁する－が実行に付されなかったこと

を念頭に置いたものである。『澳門記略』が執筆されつつあった乾隆10年（1745）代前半に、省城十三行における外国商人の長期滞在が、残された課題として意識されていたことをここに見て取ることができる。

5 下巻「澳蕃篇」

「澳蕃篇」は[A]「諸蕃」【校注114-136】・[B]「澳蕃」の2つの部分から構成され、[B]「澳蕃」は①「意大里亜」【校注136-143】、②都市澳門【校注143-175】、③曆学・天主教【校注175-200】という3つのトピックスを順に扱っている。

諸外国（「占城」「暹羅」「爪哇」「琉球」「淳泥」「仏郎機」「賀蘭」「日本」「古里」「西洋瑣里」「瑣里」「忽魯謨斯」）を紹介する[A]および[B]①「意大里亜」は、『明史』「外国伝」（巻322-326）に依拠した各国朝貢の記述⁽³⁴⁾と、『明史』編纂官尤侗が、鄭和派遣の副産物である『瀛涯勝覧』『星槎勝覧』『西洋朝貢典録』などの記述を織り込みながら、諸朝貢国の風土を詠った「外国竹枝詞」⁽³⁵⁾、および同じく『明史』編纂官であった王士禎・王鴻緒・李澄中・毛奇齡らが朝貢使節の貢物を詠った詩歌⁽³⁶⁾を中核としているという点で、明清兩朝を通じた天子の徳の「光被」を主張した上巻「官守篇」朝貢部分を再現していた。他方、都市澳門の百科全書的な紹介を行う[B]②は、屈大均の詩歌およびその著作『廣東新語』を頻繁に引用しながら記述されている⁽³⁷⁾という点で、明朝遺民の空間としての澳門という「形勢篇」の隠されたトーンを再演している。明朝の遺民、遺民が関与した『明史』の編纂（万斯同⁽³⁸⁾・黄百家など）、完成・刊行された『明史』という三者を媒介に、『澳門記略』は明朝の記憶を直接、広東体制の領域に接続しているのである。

同時に、[A]「諸蕃」においては、「爪哇」、「古里」「忽魯謨斯」の朝貢がそれぞれ弘治、正統年間以後途絶えたこと、16世紀以降のグローバリゼーションが新たにアジア・中国にもたらした不安定要因－「仏郎機」と「紅毛」－にも言及している。[B]「澳蕃」①「意大里亜」においても、明末から清初にかけての2大論争－天主教と曆法－の経緯を簡単に紹介し、ついでグローバリゼーションの空間としての都市澳門を描写した後、[B]「澳蕃」③において再び天主教と曆法の問題に戻り－前者は張汝霖にとって、いま現在直面している喫緊の問題であった－、両者に対する統一的な観点を提示して、この著作を終えている。

[B]「澳蕃」③では、まず明末の西洋曆法（「西法」「西洋新法」）をめぐる経緯が今一度より詳しく辿られた後、清初の紆余曲折－順治元年（1644）、西洋曆法を採用。康熙3年（1664）、旧法（大統曆）に戻し、さらに回回法に変える。その後、康熙7・8年の観測実験の結果、「西洋人」による曆の制定を決定すると同時に、従来の曆書封面の「依西洋

新法」5文字を削除－を経て、雍正3年（1725）に『律曆淵源』が完成、また欽天監監正のポストを新設してフェルベースト（Ferdinand Verbiest 南懷仁）をはじめとする「西洋人」が代々その任に就いたこと、また澳門の三巴寺（Igreja da Madre de Deus）では人材を養成し、香山県・広州省城経由で欽天監に送ることなどが述べられ、その後以下の4段の記述が続く⁽³⁹⁾。

①義氏と和氏がその家学を失ってから、古籍の中で〔その暦法を〕うかがうことができるものは『周髀算經』のみとなった。〔西洋人〕の天文觀測器、熱帶・温帶・寒帶の地理区分、地球球体説、三平方の定理なども、すべて『周髀算經』の枠を超えるものではない。『明史』が「博搜して断絶せんとしている千古の学を繼續させようとするのも、また礼失われて野に求むの意にかなうものである」といっているのはまことにその通りである。

自義和失其世守、古籍之可見者、僅有周髀、而西人渾蓋通憲之器・寒熱五帶之説・地圖之理・正方之法、皆不能出周髀範圍、史稱、旁搜博採以續千年之墜緒、亦禮失求野之意、信矣【校注182】

②張伯行「擬請廢天主教堂疏」

わが皇上は、生来の天子にして、儒を尊び道を重んじ、数十年来、海内の敬い慕うところは、唐虞三代の隆盛もこれを超えるものではありません。愚考しますに、〔西洋人〕の暦法はもとより精妙で、朝廷が彼らを用いて暦を制定し、京師に留まらせて優待するのは、道理にかなったことであります。しかし、あろうことか、〔西洋人〕たちは各省において盛んに天主堂を建設し、浙江・広東・福建など沿海地方において、それは特に甚だしいものがあります。……およそ人というのは、父母から生まれ、祖先に由来し、根源的にはすべて天から生じたものであります。父母・祖先を捨てて別に天なるものを求めること、また天とは別に主なる者がいるということなど、聞いたことがありません。〔天主教に〕入教すると、父母・祖先をと共に捨てて祭祀を行わず、天を凌駕するものをでっち上げて天主と呼ぶ－これは天に背き人倫を滅するものであります。堯・舜・禹・湯王・文王・武王の列聖が継承、孔子に至ってその道が大いに顕在し、京師から府州県に至るまで廟を設立して祀るという、数千年来尊崇と栄光を極めた典札に対して、ひとたび入教するや、孔子を軽んじて拝しようとはしない－これは天に悖り聖人を軽んじるものであります。さらに皇上が孝道を以て天

下を治められているのに、天主教は父母・祖宗を祀ろうとはせず、皇上が積奠の礼を行っておられるのに、天主教は先聖・先師を敬おうとはしないのです。……皇上におかれましては、風俗を厚くし、また不測の事態を防ぐためにも、この件に関する詔を降し、各省の「西洋人」は残らず本国に帰国させ、それ以外の〔中国人〕信者はことごとく解散・放逐し、天主堂は義学として諸生修学の場に改められんことを伏してお願ひ申し上げる次第です。もし不定期の朝貢による往来などがあれば、貢道の地方官たちに宿泊・供給の手配をさせればそれで済むことです。

竊惟我皇上天縱聖神、崇儒重道、數十年來海內嚮風、唐虞三代之隆、不是過〔不過是〕也、竊見西洋之人、曆法固屬精妙、朝廷資以治曆、設館京師、待以優禮、於理允宜、不謂各省建立天主教堂甚盛、邊海地方如浙江・廣東・福建尤多、……凡人之生、由乎父母、本乎祖宗、而其原皆出于天、未聞舍父母祖宗而別求所為天者、亦未聞天之外別有所謂主者、今一入其教、則一切父母祖宗、概置不祀、且駕其說於天之上、曰天主、是悖天而滅倫也、堯舜禹湯文武列聖相承、至孔子而其道大著、自京師以至於郡縣、立廟奉祀、數千年來備極尊榮之典、今一入其教、則滅視孔子而不拜、是悖天而慢聖也、且皇上以孝治天下、而天主教不祀父母祖宗、皇上行釋奠之禮、而天主教不敬先聖先師、……伏望特降明詔、凡各省西洋人氏、俱令回歸本籍、其餘教徒盡行逐散、將天主堂改作義學為諸生肄業之所、以厚風俗、以防意外、儻其不時朝貢往來、則令沿途地方官設館供億足矣【校注184-185】

③明朝の大臣蔣德璟は『破邪集』に寄せた序文で、とりあえず〔天主教の布教をめぐる対立を〕調停しようとしているが、そもそも楊朱を去って儒家に帰するというような場合、〔こちらが〕これを受け入れる（＝「夏を用て夷を變ずる（用夏變夷）」）ということはあるが、〔逆に〕儒家を率いて墨家に入る、〔こちらが相手に〕帰附する（＝「夷に變ぜられる（變於夷）」／「夷を用て夏を變ずる（用夷變夏）」）というようなことはあり得ないのである。必ずやわが清朝のように、その曆法は用いるが、その邪教は斥けるのでなくてはならない。^{はる}夏かなるかな、^{とお}尚いかな、千古の昔から〔聖教が〕脈々と継続しているのには理由があるのである。

明臣蔣德璟序破邪集、且為調停其間、夫逃楊歸儒、歸斯受之、猶可說也、援儒入墨、援而附之、不可說也、必如聖朝用其曆法、而放斥其邪教、夏乎尚哉、度越千古有由也【校注185】

④「西洋」の言語はちんぷんかんぷんだが、〔彼らの〕中国居留も久しいので、中国人で彼らと親しく、その言語に堪能な者も多い。ゆえに漢語の方からその言語を解することが可能で、〔異域の言語を採集するために〕楊雄が筆記具を携えてはるばる地方官を訪ねたというような努力を必要としないのである。定州人の薛俊の著作、『日本寄語』（『日本考略』『寄語略』）に、西北の通訳は「訳」といい、東南は「寄」というとある。しかし、古書にいう「九訳を重ねる（重九譯）」の「訳」は総称であり、東南でも「訳」と称している。古来、国都は西北にあった。「寄」といわないのは国都を尊重するためである。「澳訳」と名付けて本篇最後に置く。

天地類：

天、消吾（céu）

日、梭爐（sol）

月、龍呀（lua）

………

西洋語雖侏離、然居中國久、華人與之習、多有能言其言者、故可以華語釋之、不必懷鉛握槧、如楊子遠訪計吏之勤也、定州薛俊著日本寄語、謂西北曰譯、東南曰寄、然傳云重九譯、統九為言、雖東南亦稱譯、從古邦畿在西北、不言寄、尊王畿也、名曰澳譯、殿於篇

天地類：

天、消吾

日、梭爐

月、龍呀

………【校注185-187】

①は梅文鼎が執筆を担当した『明史』巻31「曆志一」の末尾をほぼそのまま引用したものである。『明史』はこの一文の前で、堯の時代の和仲および周末の疇人たちが中国古代の暦法を西方に伝播した可能性に言及し、上記①の「すべて『周髀算経』の枠を超えるものではない。」の後に「〔渾蓋通憲之器など〕西学の発展の源〔が中国古代の『周髀算経』にあること〕を知ることができる（亦可知其源流之所自矣）」という一句を入れている。「西学中源（西学の源は中国にある）」と現在呼ばれているこのような考え方は、方以智・王錫闡・黄宗義・顧炎武など、明の遺民学者集団が康熙年間初期に首唱後、梅文鼎の『曆学疑問』（李光地が上呈）とそれに触発された康熙帝の『三角形推算法論』を経て

(梅文鼎は康熙44年/1705に召見)、最終的に康熙60年(1721)に完成した御制『数理精蘊』を以て国家公認の観点となったものである⁽⁴⁰⁾。

②張伯行「擬請廢天主教堂疏」(康熙48年/1709。この奏稿は上呈されなかった)は、暦法をめぐる梅文鼎と康熙帝のやりとりを念頭に(「天縱聖神」「唐虞三代之隆」の両句は、康熙帝の『三角形推算法論』を詠った梅文鼎の詩中の「聖神天縱紹唐虞(聖神天縱唐虞を紹ぐ)」を踏襲している⁽⁴¹⁾)、まず朝廷における宣教師の暦法制定を肯定したうえで、ついでローマ教皇の使節トゥルノン(Charles-Thomas Maillard de Tournon 多羅)が康熙46年(1707)の南京で、在華宣教師たちに公布した教皇書簡の内容と、その後の康熙帝の給票政策－「利瑪竇の規矩」にしたがう者のみ、印票を給付して中国居留を許可－を意識しながら⁽⁴²⁾、万物の源である天に背くことで、父母・祖宗・列聖・孔子、ひいては天と一体化した中国の天子自身をも否定する天主教の宣教師達は、印票の有無を問わず、すべて国外に追放し、「光被四表」を承けた通常の朝貢のプロトコールに従わせるべきであると主張していた。

続く③において『澳門記略』の著者たちは、暦学と宣教師に対する張伯行の観点を引き継いだ上で、『孟子』「尽心(下)」の「墨子を去れば必ず楊朱に帰し、楊朱を去れば必ず儒家に帰することになる。帰するのであれば、ただそれを受け入れるのみ(逃墨必歸於楊、逃楊必歸於儒、歸斯受之而已矣)」の一節を引いて調停を試みた蔣德璟に対抗して、同じ『孟子』の「滕文公(上)」中の一節、「中国が外国を感化するなら話はわかるが、中国が外国に感化されるなどということは聞いたことがない(吾聞用夏變夷者、未聞變於夷者也)」を念頭に、中外間の原理的な非対称性・単方向性を主張する。中国の『周髀算經』に由来する西洋暦法は、その自然な延長としてこれを理解、適用することができるのに対して、中国に全く由来しない天主教とそれを布教しようとする宣教師たちは厳しく斥けられなくてはならない－これこそが聖教が脈々と継続して途切れることがない所以なのである(「復乎尚哉、度越千古有由也」)。これをうけて、最後の④では、回復されるべき天子「光被四表」のあるべきスタイル－漢語をベースにして、対応するポルトガル語の発音を漢字で当てていく(「以華語積之」)⁽⁴³⁾－を表現した「澳訳」を以て「澳蕃篇」を締めくくっている。

①から④に至る隙のない論理構成が有する意味は、①と②の順序を入れ替えてみることで明瞭になる。西洋暦法は用いることができるが天主教は禁止しなくてはならないと説く②を最初に置き、次に①「西学中源(西学の源は中国にある)」を続けた場合、外在(俯瞰)的な観点に本質的な、各要素間の差異の必然性と対等な双方向性(出入力)の可能性を認めたとうえで、中国の社会体制と齟齬が生ずる天主教は受け入れられないが、王朝としての承認に資する西洋暦法は中学と関連づける(「附会(こじつけ)」)ことによって導入

を正当化できるということになる。これに対して、常にまず暦法（「西学中源」）に言及してから天主教を持ち出す（①から②。また②③それぞれにおいても暦法が先で天主教が後になっている）『澳門記略』は、自己（中国）を出力しかない自己充足体とみなして（『中庸』「唯天下至誠、…夫焉有所倚」）、つねにその記憶（明の遺民・『明史』・『周髀算経』）に自己言及しつつ（「西学中源」）、間断なく自己を更新し続け（「復乎尚哉、度越千古有由也」）、単方向的に周辺環境を形成する（「澳訳」）、内在的かつ自律的な運動を主張している⁽⁴⁴⁾。典礼問題の困難さは、各要素間の差異と相互関係（出入力）というダイナミクスと引き替えに、自己が「外部から観測する自己」と「各要素の一つとして観測される自己」の2つに分裂してしまっている外在的な観点と、更新し続ける自己を常に一人称を以て動的に記述するダイナミズムと引き替えに、他者が自己の周辺環境として単方向的に処理されてしまう内在的な観点が、双対の関係－片方が成立すれば、必ずもう片方も成立するが、同一場所で同時に実行することはできない－にあるところにある。清代の漢人読書人層にとって、自己の履歴にない天主教を受け入れたとたん、内在的観点は外在的観点に裏返ってしまうため、「援儒入墨、援而附之」（＝「變於夷」/「用夷變夏」）は原理的にあり得ないと主張しているのである。他方で、内在的観点は、「變於夷/用夷變夏」でなければよい（外在的観点に裏返りさえしなければよい）とすることで、儒服を着用し、布教を行わず、暦学・技芸で奉仕する宮中の宣教師たちとその自己信仰は許可するというかたちの柔軟性を持ち合わせていたのである。

II 「絵図貼説」の領域

1 張伯行「擬請廢天主教堂疏」

雍正元年（1723）2月10日、礼科給事中法敏が、暦の制定に関わる「西洋人」はそのまま留用するとしても、旗人から包衣に至る者たちとは接触させず、京師の「西洋人」の住居は官兵を派遣して監視を行い、外省については地方の文武官員に布教嚴禁の命令を下すことを求める上奏を行った【匯編①133-134】⁽⁴⁵⁾。一方、ドミニコ会宣教師が布教を行っていた福建省福安県では、棄教した生員による告発を契機として、閩浙総督滿保が同県知県あてに送った諭帖（5月12日付）から、福建全省におよぶ天主教の悉皆調査－教会がいくつあるか、教会に宣教師はいるのか、宣教師は印票を持っているのか、布教の具体的な状況はどうか－が始まった⁽⁴⁶⁾。この調査を踏まえた7月29日付の奏摺で滿保は、福安県では2人の宣教師が生員の家に隠れて布教を行い、入教の監生・生員は10余人、入教している男女は数百人に上る、城内外に建設された男女天主堂は15箇所、礼拝日に数百人の

男女が一堂に会している、と報告した【**匯編①134-135**】。この奏摺をきっかけに、全国の宣教師たちの決定的な排除が始まった。

奏摺の中で満保は、福安県の宣教師2人はすでに例に照らして澳門に送り、天主堂は以後、書院・義学・祀堂として利用すること、入教の男女を棄教させるよう監生・生員に命じ、地方に厳禁の告示を出したことなどを報告した後、京師に居住することを許可した暦の制定に関わる者以外は、以後「西洋人」が各省に滞留することを許さず、京師に送るか、さもないければ澳門に追放し、各省の天主堂は別の用途に使用し再建させないよう請願していた。上呈されることはなかったが、康熙46年（1707）に省都福州に創設された鰲峰書院の学生の間で回覧されていた張伯行の奏稿⁽⁴⁷⁾と同一の措置を主張するこの奏摺に対して、雍正帝は「爾のこの上奏ははなはだよろしい。爾のいう通りに処理せしめるので、述べるところにしたがって題本で具奏せよ（爾此奏甚是、極為可嘉、著照此辦理、如此繕本具奏）」という硃批を加えた。この直後の9月に、張伯行が戸部右侍郎から礼部尚書に陞任した⁽⁴⁸⁾。

その後、京師における天主教信仰の摘発・禁止を請願する内閣侍読学士双喜と漢軍副都統布達什の両奏摺がそれぞれ9月12日と11月8日に上呈される【**匯編①135-136、137**】⁽⁴⁹⁾間、10月24日に満保の題本が上呈された【**匯編①136-137**】。雍正帝はこれに対して「該部議奏せよ」と指示し（12月5日）【**匯編①137**】、これを承けて礼部の允禔が、満保の請願をより細密にした題請を行った（12月14日）【**匯編①138**】。暦数に精通するか、技能ある者は京師に送って奉仕させるが、それ以外の者は澳門に送ること、かつて内務府が発給した印票は調査のうえ没収し、礼部から内務府に送って廃棄すること、天主堂は公所にあつたためること、入教者は改宗させ、それでもなお「衆を聚めて経を誦む」者は重罪にあてること、禁令を励行せず隠匿して報告を行わない地方官は、督撫が調査弾劾し、厳しく議処を加えることなどがその内容であった。これに対して12月17日に「議に依れ」という雍正帝の勅旨が下された【**匯編①138**】。

宣教師たちの澳門への追放というこの事態に対して、雍正2年5月11日、澳門とは異なり、広州は外国商船が頻繁に来航するため、宣教師たちの帰国により便利であること、宣教師達の出身国は一樣ではないから、澳門在住のポルトガル商人を一概に頼れるわけではないこと、宮中の宣教師たちにとって、ヨーロッパの家郷からの通信の仲介をするためにも、広州に宣教師が滞在している必要があることなどの理由を挙げた宮中の宣教師ケグレル（Ignaz Kögler 戴進賢）らの請願がなされ【**匯編①139-140**】⁽⁵⁰⁾、これに理解を示した雍正帝の意向【**匯編①143**】を踏まえた両広総督孔毓珣の題請（10月20日）と奏請（10月29日）【**匯編①143-144、144-146**】にしたがい、最終的に礼部尚書張伯行の題本（12月18

日)によって、移送先として澳門・広州のどちらかを宣教師に選ばせること、また広州に送られた者で、老人・病人および帰国を願わない者は、外出したり布教を行ったりしないかぎり、広州天主堂における居住を許可することが提案され、雍正帝の承認の硃批（「依議」）を得たのである（12月20日）⁽⁵¹⁾。各省の宣教師の澳門もしくは広州への送還は翌雍正3年から始まった⁽⁵²⁾。同年3月末、穀種・果樹などを進献し、米穀を広州に載運したシャム国王の派遣船の船長に対する欽賜品授与と旨意宣読の儀式が執り行われた際、広州の宣教師たちは、行商・通事などとともに巡撫衙門に集められ、これを拝観するよう兩広総督孔毓珣から命じられた⁽⁵³⁾。

雍正帝は宣教師たちを京師・澳門に移動させる際は、半年もしくは数ヶ月の余裕を与え、苦痛を感じさせないよう（「毋使勞苦」）、官が面倒を見ながら護送することを允禔に指示し【**匯編①138**】、また孔毓珣に対しても、宣教師に対しては万事寛容を旨とし（「外國人一切從寬」）、嚴格過ぎるのはよくない（「過嚴則又不是矣」）と念を押しつつ、今回の措置は朕が天主教を惡むがためではなく、中国にとってさしたる益がないために、「衆議」に従ったままだ（「朕不甚惡西洋之教、但與中國無甚益處、不過從眾議耳」）と述べている【**匯編①146**】。同様に、ケクレルの請願の上奏文に対して加えられた硃批では、「政治は公事である。私恩を以て爾等に便宜を図ってやり、国家の輿論をないがしろにすることなど、朕にどうしてできようか。いま爾らがどんなに懇願しても、朕は広東省の督撫に暫時手を弛めるよう上諭を降し、彼ら地方大官たちの議論を待って、あらためて決定することができのみである（政者公事也、朕豈可以私恩惠爾等、以廢國家之輿論乎、今爾等既哀懇乞求、朕亦只可諭廣東督撫、暫不催逼、令地方大吏確議再定）」と述べている【**匯編①140**】。宣教師に同情的な雍正帝が、天主教の排除を回避することができないと判断した「衆議」「輿論」の核心－雍正帝の危機感と問題の深刻さの由来－は、この硃批を書き入れた直後に、ケクレルら宣教師を接見した際の雍正帝のことば－「朕はなんじらが諸省に留まることを決して望まない。先帝（康熙帝）は帝が寛容にもなんじらを当地に落ち着かせたということで、読書人たちの精神的支持を大いに失われた。わが国の古賢人の掟にはいかなる変改も加えることはできない。そして朕は朕の治世の間にこの件に関して、ひとがなにか朕を非難するものをもつことを許さないであろう」－に見て取ることができる⁽⁵⁴⁾。雍正帝が念頭においていたのは、典礼問題とその後康熙帝が施行した給票政策を念頭に、康熙帝に上呈されるという設定で康熙48（1709）年に著された張伯行（現礼部尚書）の奏稿の主張－天主教宣教師たちの主張は、万物の源である天に背くことで、父母・祖宗・列聖・孔子、ひいては天と一体化した中国の天子自身をも否定する－と同じもの、あるいは張伯行の奏稿そのものであったと思われる。

2 陳昂「為聖主遠念海疆等事」

2-1 康熙56年（1717）

康熙53年（1714）に廈門で起きたイギリス船アン（*Ann*）号事件（「去年廈門、一船且敢肆行無忌」）および康熙55年10月に南洋海禁を指示する上諭が下されたこと（「伏讀聖諭、遠慮海疆、留心外國、禁止內地船隻、不許南洋行走」）を受けて、おそらく康熙55年の末頃、広東省碣石鎮総兵陳昂が、広州に来航する外国商船・商人の管理の厳格化と天主教の禁絶を訴えた奏摺を康熙帝に上呈した⁽⁵⁵⁾。バタヴィア・マニラに僑居する華人を問題視した南洋海禁に対して、陳昂はバタヴィアの「紅毛」とマニラの天主教を危険視したのである。陳昂の奏摺に対する「該部議奏せよ」の指示を受けて、4月12日に兵部が議論の結果を上奏した。あらたに設定された別箇所への外国人の隔離と管理（「另設一所、關東夷人」）、交替制にして一年に多くの船が入港するのを許さない（「毎年不許多船、輪流替換」）などの提案に対しては、広東省の將軍・督撫・提鎮に諮問し、その合議の報告を踏まえてあらためて議論すること、天主教の禁絶・宣教師の排除については康熙8年（1669）の上諭－フェルビーストラ宮中で効力するイエズス会士たちの自己信仰を除き、全省の布教を禁止する－と康熙45年（1706）の上諭－永遠に帰国しない宣教師のみ、天子に謁見の上、年齢・所属の天主教会派名などを明記した印票を発給して中国在留を認める－の双方を踏まえて厳格に対処することを主張したこの議覆題本に対して、康熙帝は2日後の4月14日、「議に依れ」という指示を与えた⁽⁵⁶⁾。京報に掲載され各省に配布された陳昂の奏摺を、康熙3年（1664）の楊光先による告発以来の深刻な攻撃とみなした北京のイエズス会士たちは、これに対抗して長文の嘆願書を上呈し、さらに指示が下された4月14日当日に、康熙帝に謁見して直接嘆願を行った。イエズス会士たちを接見した康熙帝は、康熙8年の上諭に乗じた天主教厳禁の措置が断行されるのではないかと不安を募らせる彼らに、あくまで康熙45年の上諭の励行が主眼であること、印票を所有しない宣教師たちを広州で搜索し一箇所に集めるよう、すでに総督・巡撫に厳命したことを伝えた⁽⁵⁷⁾。その後、宣教師たちは楊光先の時と同様、陳昂の上奏に逐一反駁する長文の弁明書を作成した⁽⁵⁸⁾。

別に一箇所を設けて外国人を隔離・管理する（「另設一所、關東夷人」）という陳昂の提案を受けて、広州ではすべての外国商船および外国人（商人・船員）を一括して広州から澳門半島沖合のタイパ島（*Taipa*）に移動・集中し、タイパ島には停泊する船舶を保護するための砲台を建設、全ての出入国関税も澳門で徴収することが試みられたが（機を合わせるかのように、康熙56年10月、陳昂が本来満人ポストである広東右翼副都統に特簡されている⁽⁵⁹⁾）、澳門議事会（*Leal Senado*）の反対で、結局これは実行されず⁽⁶⁰⁾、康

熙57年（1718）2月、両広総督楊琳は合議の結果を述べた奏摺の中で、現在、外国商人との貿易は何のトラブルもなく行われており、陳昂の提案を実施するまでのことはない、と報告せざるを得なかった。同時にこの奏摺の中で楊琳が、天主教の布教については九卿會議の結論通り厳禁すべきであると申し添えたのに対して、康熙帝の上諭は結局、「天主教については、数年待って、朕の指示があってから禁止を行なえ（西洋人之處、着俟數年、候旨再行禁止）」という、歯切れが悪く、かつ曖昧なものにとどまった⁽⁶¹⁾。宣教師の全面的排除は、新しい天子が即位する雍正元年（1723）の閩浙総督滿保の上奏文を待つしかなかったのである。

陳昂（字は英士、福建省泉州の人）は、若くして海上貿易に従事し、さらに水師提督施琅の命を受けて、「東洋（東アジア）」「西洋（東南アジア）」両海域を往来、鄭氏の残党を5年間にわたって搜索したという経験を持っていた⁽⁶²⁾。その一環としての康熙25年（1686）日本行きでは、6月8日に日本貿易商人蔡勝娘の船舶に同乗して廈門を出発、29日に五島に至ったが、風向きが悪く入港できないでいるうちに、7月5日に暴風に襲われ、翌日船が難破、漂流の後、11日に救出され、長崎に送り届けられた⁽⁶³⁾。陳昂（碭石鎮総兵・広東右翼副都統）とその息子陳倫炯（高雷廉鎮総兵）・陳芳（碭石鎮遊撃）、そして陳芳の息子陳堦（大鵬營參將・香山協副將・署碭石鎮総兵）は、3代にわたり広東の海防プロフェッショナルとして、康熙帝・雍正帝・乾隆帝に重用され⁽⁶⁴⁾、陳倫炯も康熙49年（1710）に長崎を訪問したことがある⁽⁶⁵⁾。

陳昂は日本・シャム・ベトナム・バタヴィア・ルソン訪問の経験があり（「臣少時曾經海上貿易、至日本・暹羅・廣南・咬嚙吧・呂宋諸國、悉知其形勢情形」）、その奏摺において東アジア側の安全（「日本雖強、明時作亂、皆因中國奸人引誘、今則通我商船、不萌異志、琉球久奉正朔、臺灣已入版圖」）と、東南アジア側の「紅毛」によるバタヴィアの植民地化（「熟〔孰〕知咬嚙吧古時為巫來由地方、緣由與紅毛交易、早已被其侵佔矣」）と「西洋」によるルソンの天主教化（「然昔知天主延及呂宋、則奪其國土矣」）を確認し、両地域の間にコントラストをつけていた。城内外に天主教の教会と信者があふれ、多数の欧州船も密集しているという広州の現状（「況目下廣城、設立教堂、城内外佈滿、而入教者不知其許多人、加以同類（紅毛）舁船叢集、安知不相交通、陰謀不軌」）を目の当たりにした陳昂は、「西洋」天主教の禁絶・宣教師の排除と欧州商人（「紅毛」）の隔離・管理をセットにし、両者をともに澳門へ排除することを主張することで、東アジア世界と東南アジア世界の境界を省城広州と澳門の間に設定したのである。

2-2 雍正6年（1728）

10年間にわたって継続した南洋海禁を解除した後の雍正5年（1727）7月2日、雍正帝

は収集を命じた康熙帝御覧の南洋海禁・台湾関連奏摺を抄写して、現在この両問題に関わっている閩浙総督高其倬と広東巡撫楊文乾に密かに送付・閲覧させ、調査の必要が生じたときにこれらを参照するよう指示した⁽⁶⁶⁾。送付を命じられたこの御覧奏摺集成の中に、陳昂の奏摺「為聖主遠念海疆等事」が含まれていたであろうことは、1年あまり後の雍正6年8月8日の浙江総督李衛の上奏－日本が中国のならず者と呼び寄せ、弓矢の技術を学習し、船艦を建造するなど、不穏な動きをしているという風聞がある－に対する雍正帝の上諭（8月28日）とそれを受けた沿海地方大官たちの反応の中に確認することができる。

李衛の上奏を受けて、日本情報収集と沿岸警備を命じた雍正帝は、長崎の唐人屋敷の様子を述べながら、南洋の海禁を解除した現在こそ、念入りに調査する必要があると注意を喚起した。

かつて聖祖皇帝（康熙帝）は彼の地（日本）の状況を実地調査したいと思われ、人を派遣して商人に同行させられた。彼の国に到着してみると、「土庫」と名づけられた居留地が設けられており、中国商人は隔離してここに住まわされた。彼の国の事を耳にすることも許されず、警備もはなはだ嚴重であった。朕が思うに、従来から銅を採買する商船は彼の地との間を行き来し、加うるに現在、南洋の禁を解除したところであるから、虚偽・ペテンを防ぐべく、念入りに調査しなくてはならない。

従前聖祖皇帝欲訪問彼處情形、曾遣人同商人前往、及至彼國、設有名曰土庫處所、將内地貿易之人另住此地、不令聞知伊國之事、且防範甚密、朕思向來採買銅觔之商船往來彼處、目今又開南洋之禁、不可不留心稽查以防詐偽⁽⁶⁷⁾

雍正上諭中の「「土庫」と名づけられた居留地が設けられており、中国商人は隔離してここに住まわされた（設有名曰土庫處所、將内地貿易之人另住此地）」という一節は、陳昂奏摺中の「別に一所を設けて外国人を隔離・管理する（另設一所、關東夷人）」を念頭においた表現である。陳昂は奏摺の中で、広州に適用されるべきであるとした康熙55年（1716）末ころの自らの提案が、自分自身（康熙25年/1686）および息子陳倫炯（康熙49年/1710）が見聞・経験した、徳川政権下の長崎出島・唐人屋敷をモデルにしたものであること－さらに「交代制にして一年に多くの船が入港するのを許さない（毎年不許多船、輪流替換）」が、輪番制で信牌を行使する、正徳新例後の長崎中国船の直近の状況を参照したものであること－にひとことも言及していないが、陳昂の提案の背景にモデルとしての日本長崎があったことを雍正帝は知悉していたのである。

調査・警備を命じられた地方官僚の一人、盛京戸部侍郎の王朝恩－彼は御覽奏摺集成送付の対象ではなかったが、陳昂が上奏を行った康熙55年末の広東布政司使であった－も、陳昂が長崎をモデルとしていたことを承知した上で、陳昂の奏摺を念頭に置いた雍正帝の上諭に即した覆奏（10月13日）を行っていた。

臣は以前、広東・浙江と二度にわたって布政使の任に着き、〔両省は〕ともに沿海国境地方であることから、海外諸国の状況にはおおむね通じております。さらに康熙56年の広東碣石鎮原任総兵官陳昂の「聖主遠く海疆を念う等の事の為にす」の上奏には次のようにあります。「紅毛」というのは西北諸外国の総称で、「西洋荷蘭」の一国が最も大きく、民心最も險惡であります。東洋では日本が最も強く、明の時、「呂宋」は日本と通商を行い、「西洋人」が天主教を「呂宋」に及ぼしたのを踏襲して、この教を以って日本を誘惑・感化しました。その後、「呂宋」は大人数を糾合し、内外示し合わせて攻撃をかけ、すんでのところまで日本を滅ぼすところでしたが、日本も屈強で、国を奪われることはありませんでした。今に至るまで「呂宋」と日本は互いに不倶戴天の仇敵の間柄であります。」ここから日本の強盛ぶりが見て取れます。聞くとところでは、貿易のために日本に赴く商人に対して、彼の国では別に一つの街（「城」）を設けて自己防衛させているものの、妓女が誘惑してくるとのことです。その通事はみな福建人で、中国の客商は常々彼の所に逗留することから、悪巧みに引っぱり込まれる－これは聖諭がすでに見抜いておられる通りです。さらに聞くとところによると、明の時の日本の騷擾（倭寇）は内地の奸人が誘い込んだもので、〔彼らに〕上陸する技術はなく、ただ沿海地方で略奪を事とするばかりとのこと。わが朝の建国以来、日本は臣服を恪守し、…

臣前在廣東・浙江兩任藩使、俱係海疆、略知海外諸番情形、又見康熙五十六年廣東碣石鎮原任總兵官陳昂條奏為聖主遠念海疆等事一疏、内開、西北紅毛為諸番之總名、惟西洋荷蘭一國為最大、人情為最險、其東洋惟日本為最強、明時呂宋與日本通商、因西洋人以天主教延及呂宋、呂宋即以此教誘化日本、後來呂宋招集多人、内外夾攻、幾滅日本、而日本強悍、不為所奪、至今呂宋與日本相為讐敵、可以見日本之強矣、聞商人往日本貿易者、彼另設一城以防其身、又有女閭以誘其心、其通事皆福建人、内地客商往往逗留彼處、因得引誘其奸、聖諭已洞鑑情形矣、又聞日本在明時作亂係内地奸人所誘、其技無登岸之能、止於沿海搶奪而已、自我朝定鼎以来、日本恪守臣服、…⁽⁶⁸⁾

まず陳昂の名を挙げ、その奏摺の摘録を掲げたあと、王朝恩は自らが得た長崎の情報を「另設一城」の一句以下で紹介している。「另設一所」を「另設一城」といいかえたのは、陳昂の上奏を受けて、すべての外国商船を澳門に集中させようとして失敗に終わった康熙56年の試みが意識にあったからである⁽⁶⁹⁾。

御覽奏摺集成の送付対象になっていた両広総督の孔毓珣も、まず長崎における外国商人の居留について、陳昂奏摺のキーワード「另設一所」を織り込みつつ簡潔に述べ、ついで天主教に言及した後、あらたに入手した情報を追加している（11月22日）。

聴取いたしました日本国の状況は、すべて4、5年前に彼の国に渡航した商人の話です。それに拠りますと、中国商船および諸外国の貿易船舶は、日本に到着すると、例外なく別に設けられた一箇所に居住させられ、外出することもままなりません。日本国内の人間・船舶も、情報漏洩を避けるために、国境から外に出ることを禁止されています。諸外国の人間・船舶はなべて該国（日本）に赴くことを許されていますが、ただ「西洋」天主教だけは不倶戴天の仇で、通商も行っておりません。商船が停泊する長崎港には、東西2つの砲台があり、銅製の大砲・子母砲などが設置されています。また貿易を管理する役人が、1年ごとの交替で任命されています。〔日本国〕王は「京」と呼ばれる先祖代々の地に居を定め、水陸を使ったルートで、長崎まで一月あまりかかります。聞くところによると、王の居所に至る近道があるものの、通行が禁止されているとのこと。該国は僧侶を尊崇し、現在、學問に優れた数人の大和尚は中国人であります。

凡所聞日本國情形、俱係四五前往彼國貿易人所說者、據稱、中國商船與各彝貿易船隻、凡到日本、俱係另設一所居住、不得外出、伊國內人船、亦禁出本國境界以防漏信、各外彝人船、俱可前往該國、惟與西洋天主教極仇、不通貿易、商船所泊之長崎港口、有東西砲臺兩座、安銅大砲・銅子母等砲位、又設有管生理番官、一年一換、番王住在祖家地、名曰京、水陸路程、至長崎有一月餘、聞有一小路至番王處甚近、係禁止行走、其國敬禮僧人、現有幾個學問好的大和尚、乃是中國人、⁽⁷⁰⁾

「京」と長崎までの距離、仏教尊崇と中国僧に言及した部分は、2年後（雍正8年仲冬望月）に刊行される『海国聞見録』の記述と同内容である⁽⁷¹⁾ ことから、これらは雍正6年7月に広東に着任していた⁽⁷²⁾ 陳昂の息子、高雷廉鎮総兵陳倫炯から直接得た情報であることがわかる。

王朝恩が「另設一所」の長崎を述べる際に、澳門を念頭に「另設一城」といい、また孔毓珣が広東貿易（貿易対象国は制限されていない）のイメージを重ねて、長崎では諸外国の人間・船舶はなべて日本に赴くことが許されている（「各外彝人船、俱可前往該國」。実際は中国船とオランダ船のみ）と報告したように、陳昂奏摺のキーワード「另設一所」は、長崎と広州を表裏の関係に置いている。日本の長崎の現状－中国・オランダ商人の厳格な管理と天主教の拒絶－に対する、雍正初年以來の省城広州の現状－中国全土から移動してきた宣教師たちが混住し、18世紀初頭以後、自発的に広州に集中していた来航外国船の外国商人たちも、行動を制限されることなく、省城内外を自由に行き来していた－を踏まえるとき、康熙帝が御覧し、雍正帝が参照を指示した陳昂の奏摺は、広東体制の領域の今後の方向性－いつ、どのような形で宣教師と外国商人を澳門に排除するか－を示す指導的テキストと見なされたと思われる。

変化への最初の動きは、雍正帝が御覧奏摺集成の送付・参照を命じた雍正5年7月2日の1年後、沿海地方大官に日本情報収集と沿岸警備を命じた雍正6年（1728）8月28日の1月半前、陳倫炯の広東着任と同月の7月13日に始まっていた。外国商人が取引できる行商を厳しく制限した上で、行商たちに富裕で信頼のおける「総商」（“the Chiefs of Hongs, who are Men of Worth, and whom they can trust”）を選出させることを両広総督孔毓珣が通告してきたのである⁽⁷³⁾。8月13日、前広東巡撫兼粵海關監督楊文乾が雍正4年（1726）に新設した「繳送」（“new duty of 10 percent”）－各国東インド会社船が将来した商品・銀に対して、一律にその1割を徴収する付加税－の不当性と撤廃を総督孔毓珣に訴えるために、3隻のイギリス東インド会社船の大班、フランス商船大班および2隻の地方貿易商人の計11人からなる集団が、行商・通事に通知することなく、武器を携帯して広州外城の総督衙門に入って接見を求めた。接見に応じた孔毓珣からは、保商（“responsible Merchants”）と交易を行い、保商を通じて税課納入を行え、という回答しか得ることができなかった。その数ヶ月後、大班たちが再び接見を求めて総督衙門に向かった際には、今度は総督との接見は拒否され、接見の申請は必ず商人を通じて行うこと、皇帝の命令により城内に自由に出入りすることは禁じられたことを、はっきりと通告されたのである⁽⁷⁴⁾。

雍正6年（1728）に同時に始まる、外国商人・官府間における保商の介在（納税・接見）と省城内からの隔離（入城禁止）に対する困惑は、保商制度運用開始前の雍正4年（1726）に広州に初来航し、運用開始後の雍正10年（1732）7月20日に再来航したスウェーデン東インド会社初の広州来航船フレデリック国王（*Fredericus Rex Sueciae*）号の管貨人C. キャンベル（Colin Campbell）の日記中に明瞭に確認することができる。キャンベルの広州再滞在時の最大の問題も「繳送」をはじめとする諸関税であった。関税改正のための執拗な

運動の中で、キャンベルが前回の来航時にはなかったストレスを感じていたのは、保商が間に入らなければ地方官に謁見できないということであった。7月22日・8月12日、そして10月8日の3度にわたる粵海関監督への謁見は、すべて保商ティンクァ（Tinquá）の手配・引率を必要とした。また、粵海関監督では埒があかないと思い詰めたキャンベルが、巡撫に会わせてやるという“salt Farmer”と“Collonell”の虚言に業を煮やしたあげく、巡撫衙門に赴いて直訴しようとしても、外国人が単独で省城に入ることはすでに禁止されていたのである⁽⁷⁵⁾。また、キャンベルのスウェーデン東インド会社に対する「規札」納入の督促は通事が行っていた。雍正5年に導入されたこの関税の納入を保商制度の上へのせることには、各国東インド会社商人たちが強い抵抗を示していた。イギリス・フランス両東インド会社商人は、広州到着直後に保商・通事を通じてこれを支払ったものの、オランダ商人はこのやりかたに納得せず、集団で粵海関大関に赴いて直接納入したのである⁽⁷⁶⁾。また黄埔到着直後に行なわれる「船鈔（“Measuring of ships”）」の丈量に際しては、保商ティンクァが手配してその現場に付き添い⁽⁷⁷⁾、一方、出港の許可証（“Grand chop”）を粵海関から取るのは通事の役割となっていた⁽⁷⁸⁾。外国商人・船員の行動の管理についても、黄埔の欧州船に対する祝砲自粛の命令は、粵海関監督から保商を通じて通達され、外国人が規則違反を犯した場合は、外国船の管貨人よりも、彼らと取引をしている保商に圧力をかけるのが、スピーディーかつ一般的な方法であるところでは考えられているとキャンベルは述べている⁽⁷⁹⁾。

2-3 雍正10年（1732）

雍正10年7月2日、広州城外において宣教師コルドス（Francisco de Cordes 方玉章）らが大規模な布教をひそかにに行っているのを摘発した、と署理広東総督鄂弥達が上奏してきた。雍正2年の禁教の際、家信の遣り取り・帰国にとっては、ポルトガル以外の外国船が多数来航する広州の方が都合がよいという宣教師ケグレルの請願を、前総督孔毓珣が調査もせずに聞き入れてしまった結果－実際には、ポルトガル以外の外国船も澳門を経由するので、宣教師たちをすべて澳門に集中しても問題はなかった－、地方の無頼が金銭につられて、祖宗・父母の神主を踏みつけ、十字架の前で焼きはらって入教している、というのである。現在、内・外両城外に男天主堂と女天主堂がそれぞれ8箇所ずつあり、遠近の男子約1万人と女子2千数百人が入教している、これ以上処分を引き延ばせば人心風俗の憂いをなすとして、①広州の宣教師はただちに澳門に送り、船を待って秋には帰国させる、②各堂副堂主となっている中国人の無頼は、厳罰を与えたうえで、広東省以外の出身者は原籍に送って拘束、広東省出身の者は海南島に送って禁固に処する、③女天主堂堂主は親族の預かりとし、揭示・曉諭のうえ悔悟させる、という3方式で処分すること、天主堂は

公所とするか、あるいは住宅として良民に官売すること、「西洋人」は交易以外の目的で広州に来させず、海関監督も用のない「西洋人」が澳門から広州に来ることを軽々に許可しないことなどの施策をすでに秘密裡に実行しつつある、と鄂弥達（アムラル）は報告している【**匯編①169-171**】。実際、この奏摺に先立つ6月27日には、3日以内に澳門へ出立するよう宣教師たちに厳命した、署理広東巡撫楊永斌らとの聯銜の布告が掲示され、鄂弥達の奏摺の日附、7月2日にはすでに宣教師たち30名の移動は完了していた。雍正2年の際とは異なり、宣教師たちの澳門への追放はただちに実行に移されたのである【**匯編①172**】⁽⁸⁰⁾。以後、乾隆11年（1746）のように、各地に潜伏・布教していた宣教師たちが摘発されて澳門に送還されることがあったとしても、制度的には広州に滞在を許可されていた宣教師たちが澳門に移動させられたこの雍正10年がひとつの区切りとなった。

またこのとき、省城から3、40里の距離しかない黄埔に停泊し、朝晩に号砲を鳴らす外国商船を遠ざけるという目的で、まず広東右翼鎮総兵李維揚が、康熙50年（1711）以前の例にかえて、虎門の海口に外国商船を湾泊させることを上奏し、ついでこれをうけた署理広東総督鄂弥達・署理広東巡撫楊永斌が、虎門は風濤が激しく、長期の停泊は困難であるとして、あらためて翌雍正11年（1733）から、澳門のポルトガル商船（額船）と同様、外国商船も澳門内湾（「拉青角地方」）に停泊させ、商品はすべて沿途の営汛の護送のもと、澳門の小船で澳門・省城間を搬運・往復することを主張した【**匯編①174-175**】。一方、澳門の方では、広州の対外貿易を澳門（澳門半島もしくはタイパ島）に移動させ、すべての出入国税を澳門で徴収できるかどうかを判断するために、鄂弥達が澳門を視察に訪れる⁽⁸¹⁾という情報を伝え聞いたポルトガルの澳門総督（Governador de Macau）アマラル（António de Amaral Meneses）－諸外国による澳門占領を懸念していた－が、澳門・南京・北京各主教の意見を徴し、またポルトガルのインド総督の指示にしたがって、最終的に澳門議事会－衰退する貿易を回復させるために、外国商船の澳門移動に同意していた－に命令して、広州の外国商船の澳門への移動を拒否させた⁽⁸²⁾。この議論は、乾隆元年（1736）8月にいたって、外国人が黄埔から省城に戻る際に誤って銃で郷民を殺傷した事件から再燃し、広東提督張溥が、雍正10年（1732）のときと同様、すべての外国船を澳門内湾に停泊させるよう奏請したが【**匯編①181-182**】、今度は兩広総督鄂弥達が「紅毛」とポルトガル人の宿怨による紛争の懸念を理由に反対の上奏文を奉り、今回も実行には移されなかった【**匯編①183-184**】。その後、乾隆6年（1741）には、外国商船は、省城から4日の距離にある澳門よりも、省城までわずか20里の距離にあり、厳重な管理が可能な黄埔に停泊させた方がよいと考えられるようになっていた【**匯編①188-189**】。これらの経緯を踏まえて省城政府は、陳鼎の提案をベースにしつつ、外国貿易をめぐる諸要素（外国

商人・その家族・船員・外国船舶・護衛の軍艦など）を一括して澳門に移動させるという一元化の方向ではなく、分節化した既存の珠江デルタ領域を明瞭に秩序づけたうえで、外国貿易をめぐる各要素をその領域内に柔軟に分散させることで、陳昂の所期の目的を達成するという方向性を模索することになる。

3 澳門海防同知衙門

3-1 省城・前山寨・澳門

雍正9年（1731）にはすでに香山县丞1名を増設して、前山寨に駐劄し澳門の諸事を専管させていたが、乾隆7年（1742）7月に、遠く海隅にあり、天主教の入教勧誘・子女の奴僕売買・禁制品の輸出など、種々の違法が横行する澳門は、官位の低い香山县丞では周察しがたいとの理由から、同知一員（省城駐在の広州知府に直属）を前山寨に移駐して澳門関連事務を専理させ、同時に澳門周辺の督捕・海防も兼管させることが、広東按察使潘思渠によって奏請されたが、これはただちには実行されなかった【**匯編①192-193**】。続いて、翌乾隆8年6月のセンチュリオン号事件をきっかけに、あらためて同年8月に広州將軍策楞などが、海防を専管し、珠江をさかのぼる外国商船を査驗すると同時に、澳門そのものに対する管理を強化することを目的に、まず肇慶府同知を前山寨に移駐して、あらたに広州府澳門海防軍民同知とし、ついで旧設の香山县丞を澳門半島内の望廈に移動させること（澳門県丞）、澳門海防同知には香山・虎門両協から抽撥された把総2員・兵丁100名および巡視船を与え、澳門県丞はもっぱら澳門内の稽查を司り、「民番」に関わる一切の訴訟については、澳門県丞から詳報を受けた澳門海防同知が審理することを提言した【**匯編①196-198**】。潘思渠の提案が澳門半島およびその周辺を対象としていたのに対して、センチュリオン号事件を踏まえた策楞は、海防（「職司防海」）と澳門（「管理番民」）の双方を澳門海防同知の職責としたのである。策楞のプランは、その後、吏部の会議を経て、最終的に乾隆8年11月12日に乾隆帝の認可を得た【**匯編①203-206**】⁽⁸³⁾。翌乾隆9年には、澳門海防同知の創設をうけて、印光任による管理章程7条が制定され、さらに乾隆14年（1749）には張汝霖・暴煜により「善後事宜」12条も制定された。澳門海防同知の設置により、省城（乾隆11年、策楞が両広総督衙門を肇慶府城から広州省城に移駐していた）から前山寨を経て澳門に至る管理の縦軸が明快に形成され、同時に宣教師たちが集中されていた澳門居留地と、十字門から澳門沖を経由し、虎門から珠江を遡上して外国船停泊地黃埔にいたる外国商人の移動領域が、ともに澳門海防同知衙門の管轄下にあるものとして一体化されたのである。

3-2 澳門「住冬」と保商

澳門海防同知衙門創設以前から、貿易に携わっている外国商人の澳門「住冬」（貿易シーズン外の澳門滞在）の制度化が省城政府の側から模索されていた。乾隆元年（1736）の段階で、フランスは例年、澳門か広州に商館員を駐留させる慣習となっており⁽⁸⁴⁾、翌乾隆2年にはフランス大班が貿易シーズン以外を澳門で過ごしていたのに対して、オランダ官員は終年広州に滞在していた。一方、粵海関は乾隆5年末/6年初（1741.02）に、揉め事を可能なかぎり避けるという理由で、すべての外国人が貿易シーズン終了後に広州から澳門に移動することを要求した。これを受けて、同年デンマーク・オランダ・イギリス・フランスの大班たちは貿易シーズン後を澳門で過ごした。澳門海防同知設置後の乾隆9年（1744）の貿易シーズン終了後も、フランス・デンマーク・スウェーデンなどの大班は澳門に移動し、次の自国船が到着して広州に再移動するまで滞在していた⁽⁸⁵⁾。

乾隆11年2月18日（1746.03.09）、ポルトガル国王が諸外国人の澳門滞在を公文を以て禁止したのに対して、両広総督李侍堯は、外国商人を省城に長期滞在させないことを目的に、同行の外国人女性は澳門に滞在すべきであるとして、省城への同行を禁止した（乾隆11年6月21日/1746.08.07）⁽⁸⁶⁾。同時期の省城広州にも、雍正時期のキャンベル滞在時とは異なる変化が見られるようになっていた。乾隆12年（1747）から翌年にかけての航海で広州に滞在した C.F. ノーブル（Charles Frederick Noble）の記述には、相変わらず外国商人が城内に入ることは禁止され、城外については自由な行動が許されてはいるものの、外出時にはとまじに行商の同行を必要とし、またまとわりついて侮辱を行う民衆の記事が頻繁に見られるようになっていたのである⁽⁸⁷⁾。

顕著な変化は、省城広州の外国商人たちの澳門への移動と滞在の手続きが、省城の中国政府側から一方的に制度化された乾隆15年（1750）から始まった（これに対して澳門議事会はポルトガル国王に報告の使節を派遣した）⁽⁸⁸⁾。その所定の手続きは『葡萄牙東波塔檔案館藏 清代澳門中文檔案彙編』に収録された乾隆19年（1754）閏4月20日付の1367文書（澳門議事会の理事官（Procurador）あて澳門海防同知魏綰の「牌」）にうかがうことができる。

省城の外国商人（「夷商」）が澳門に赴いて「探親」「貿易」する件に関しては、行商・通事に責任を持って外国商人に対する聴取・調査を行わせた上で、事実にもとづいて保証書を作成、粵海関に赴いて上呈させる。〔粵海関はそれに対して〕許可証を与え、そこに必要事項を書き連ねる。同時に移文を以て澳門海防同知に通知し、同知が澳門の「夷目（理事官 Procurador）」に申請内容が事実と合致していることを確認させた

うえて、当該外国商人を「探親」先のポルトガル人に引き渡して監督をさせる。〔所定の〕期限が来たら、督促して期限通り省城に帰らせ、期限を越えた滞在はさせない。

在省夷商赴澳探親貿易等事、責成行商・通事查詢、據實出具保結、赴關呈明、給與印照、分晰開註、一面移知澳防廳、轉飭夷目、查詢相符、將該夷商交付所探之澳夷收管約束、限滿事竣、催令依限回省、毋任逗遛⁽⁸⁹⁾

以上の規定にもとづき、フランス商人「昭呀」は、聚豊行の蔡国輝を保証人とし、「探親」のため「澳夷嘸咻啤」の住居に寓居して、8月半ばには広州に戻るという条件のもと、澳門への移動と滞在を許可されたことが、文書の後半部分からわかる。発行された許可証（「印照」）には、姓名（「夷商昭呀」）に加えて、「隨帶小廝一名」「番劍一口・番小鎗四枝・番豆二十一斤・洋酒二箱」など、同行の人物・携帯の物品が詳細に列挙された。また澳門到着後は、到着の日付と引受人となっているポルトガル人の保証書を、理事官から澳門海防同知に提出して検査を受けること、省城帰還に際しては、理事官から外国商人に督促して、期限通り澳門県丞に許可証（「照票」）を申請し広州に戻らせることとなっていた。この文書から、外国商人の省城・澳門間移動に関して、省城側では官府と外国商人の間に介在する保商の保証・申請を経てはじめて外国商人は澳門移動の申請を行うことができ、他方、澳門においては、省城粵海関大関から移文を受け、両広総督・広東布政司使の許可を得た（「業經藩司議詳、督部院批示」）澳門海防同知および澳門県丞⁽⁹⁰⁾が、澳門議事会の理事官に命じて、移動してきた外国商人を〔ポルトガル人引受人を通じて〕管理させるという体制が、乾隆19年にすでにできあがっていたことがわかる。ただし、この段階では外国商人の主たる居留先はまだ省城広州であり、「期限通り省城に戻らせる（限滿事竣、催令依限回省、毋任逗遛）必要があった。

その後、乾隆20年（1755）の貿易シーズン後、フランスとイギリスの大班が澳門に滞在していたのに対し、スウェーデン東インド会社員は一年を通じて広州に居留していた⁽⁹¹⁾というような過渡的な事例を経て、最終的にまず澳門議事会が、乾隆22年12月21日（1757.02.09）に、澳門総督臨席のもと、広州から移動してくる外国人の澳門一時滞在を公許する決議を行い、ポルトガルのインド総督の承認を得た。澳門総督・議事会の同意さえあれば、これまでポルトガル人の住居に寄寓しているにすぎなかった外国人、とりわけ各国東インド会社大班に、住居を賃貸することが公式に認められたのである⁽⁹²⁾。その3年後の乾隆24年12月12日（1760.01.29）、今度は中国側において、4度に及ぶJ. フリント（James Flint）の北上事件と外国船貿易の広州一港限定の決定（乾隆22年）を踏まえて、

両広総督李侍堯が提議した外国人の管理規則「防範外夷規条」全5条が乾隆帝によって裁可されることとなり⁽⁹³⁾、その第1条において外国商人の省城「住冬」が永遠に禁止される（違犯した場合は、地方官・行商・通事が厳罰に処せられる）ことが明記された（「夷商在省住冬、應請永行禁止也」）【匯編①337-338】。

「防範外夷規条」は、同時に第2条において、省城十三行における保商の厳格な外国人管理（「夷人到粵、宜令寓居行商管束稽查」）も規定していた【匯編①338】。雍正6年（1728）の省城広州に同時に現れた外国商人の城内からの隔離（入城禁止）と外国商人・官府間における行商の介在（納税・接見）という2つの動向は、前者は澳門「住冬」、後者は保商制度として、部分的な適用の期間を経た後、ともに1750年代に急速に制度化が進められた⁽⁹⁴⁾。すでに乾隆10年（1745）に両広総督策楞によって開始されていた、税課納入をめぐる保商の制度化（行商の中から選ばれた裕福な保商が、外国商人に代って、貿易に関わる税課を粵海関に納入する全責任を負う）⁽⁹⁵⁾は、乾隆19年6月10日（1754.07.29）の両広総督接見時における外国商人による保商廃止の直訴とその後の行商4人による保商指名の拒否にもかかわらず、行商全体として税課納入の全責任を負うという形で強行された⁽⁹⁶⁾。その翌年、乾隆20年3月25日（1755.05.05）に行商・鋪戸・通事・買弁に対して布告された5条の規定（“Translation of the First Edict Concerning the European Trade at Canton”）⁽⁹⁷⁾では、まず第1条において保商（the Hongist Security）の名義のもとに交易と納税が行われることをあらためて確認した上で、あらたに第4条で停泊地黄埔および省城十三行における外国人（大班・船長・高級船員・水手）の行動を保商（および保商が統率する通事・買弁）が管理、連帯責任を負うこと、また第5条では部外者の十三行出入禁止の責任を保商（および通事・買弁）が負うことが明記されていた。乾隆20年の段階で、外国商人は交易・税課と行動の両面において保商の管理下に入り、省城の官府・民衆から切り離される－官府・民衆と外国商人の間に保商が介在し、両者を直接接触させない－こととなったが、この段階では「住冬」に対する澳門総督・議事会側の公式の同意がまだ得られていなかったため、省城十三行を居留の拠点として、非公式に澳門に移動するというスタイル（乾隆19年のフランス商人「呂呀」）であった。乾隆22年（1757）の澳門総督・議事会側の「住冬」公許の決議を経た後、乾隆24年（1759）に「防範外夷規条」が公布され、その第1条で貿易シーズン外における外国人の澳門「住冬」が義務化、第2条で省城十三行における保商による厳格な外国人管理が規定されてからは、それまでとはベクトルが逆になり、外国商人は澳門を主たる居留地とし、貿易シーズンのみ省城十三行に移動して、十三行では保商の完全な管理下に入るというスタイルに変化したのである。

康熙56年（1717）の陳鼎の本来の構想－省城の宣教師・外国商人を一括して澳門に移動

させる－は、外国商人における困難－澳門のポルトガル人と諸外国人の間の紛争、および諸外国人間の確執、澳門における外国商人の貿易と居留に対するポルトガル側の躊躇－を抱えていた。乾隆24年に最終的に決定された中国側の措置は、省城と澳門を双焦点とする珠江デルタ領域の一体化と分節化を基礎に、澳門の「住冬」（外国商人を省城から引き離す）と省城の保商（外国商人と官府・民衆の間に介在して、両者の直接の接触をさせない）という2つの制度をペアにして連動させる（「防範外夷規條」第1条・第2条⁽⁹⁸⁾）ことで、陳昂の所期の目的を近似的に実現するもの－①澳門：外国商人とその家族の居留。澳門を拠点とした外国商人は貿易シーズンのみ省城広州に移動し、終了後はただちに省城を離れて澳門に戻る（「前往省城、料理貿易事務、…並飭令該夷商、事竣來澳」⁽⁹⁹⁾）、②黃埔：外国船舶および船員の管理、③省城：外国商人は貿易シーズンのみ、行商の所有物である十三行内に仮寓し、保商の完全な行動管理のもと、商取引をめぐる経済活動だけを行う。省城内には入ることができず、自由な行動は十三行内だけに制限され、十三行を出て省城外を移動する際には保商・通事の同行が必要とされる。省城の各衙門とは直接のコミュニケーションが取れず、必ず保商による媒介を必要とする（粵海関への税課納入も保商が行う）－となっている。省城の官僚・士民から見た場合、省城で行われているのは、あくまで貿易シーズン中に中国側十三行商人が行う交易であり、建築物として存在するのは十三行商人所有の住宅「十三行」（“factory”ではない）であることを理解してはじめて、イギリス使節 G. マカートニー（George Macartney）の要求に対する乾隆帝の以下の回答が意味するところ、そして百齡の「絵図貼説」において十三行が表示されていない理由を理解することができる。

これまで西洋各国の商人たちが澳門に居住して行う交易については、居住区域の境界が画定され、尺寸もそれを越えることは許されなかった。洋行に赴いて荷下ろしする外国商人たちも、ほしいままに省城に入ることが許されなかったのは、もとより中国人・外国人間の紛争（「民夷之爭論」）を防ぎ、中国・外国間の根源的な区別（「中外之大防」）を立てるためであった。いま省城に近接する一区画を分与して汝の国の商人に居住させることを望むのは、西洋の商人は代々澳門に居住してきたという定例にはなはだ背くものである。

向來西洋各國夷商居住澳門貿易、劃定住址地界、不得逾越尺寸、其赴洋行發貨夷商、亦不得擅入省城、原以杜民夷之爭論、立中外之大防、今欲於附近省城地方、另撥一處、給爾國夷商居住、已非西洋夷商歷來在澳門定例【匯編①555】

お わ り に

乾隆22年（1757）から24年にかけて東南沿海部において広東体制が成立したのに対して、西北内陸部では同時期に東トルキスタン全域が清朝の支配下に入った（「新疆」）。広州の官民は両者を、天子の威徳・声教の「光被」と「中外一統」を実現した同質のものとして認識すると同時に、今後の致命的なポイントは東南の方－省城広州に対峙する澳門－にあると感じていた（「今則車書一統、秦越一家、其要害當不在西北而在東南矣」⁽¹⁰⁰⁾）。広東体制の転換点となったのは、乾隆58年（1793）のマカートニー使節団であった。7月4日（1793.08.10）に天津から上陸したマカートニーは、8月10日の熱河における瞻謁の際に、正式の表文を乾隆帝に上呈した。その後、北京に戻った使節団に対して、表文中のイギリス使節北京常駐の要求に論駁する第1の勅諭が8月29日（10.03）に渡され、ついで同日マカートニーが提出した広東体制の改変を要求する6条にわたる文書（呈稟）に対して、翌8月30日ただちに第2の勅諭が下された。呈稟における6条の要求の中で、交易地を寧波・舟山・天津・広東に拡大し、さらに商品保管地として舟山の小島の提供を要求する第1条と第3条－ともに「はじめに」で述べた広東体制の機能【B】の侵犯－を受けて、乾隆帝は9月1日付の上諭で、舟山・澳門の諸島嶼の防備、天津・寧波における来航英国船の駆逐、山東廟島および福建台湾の海防の強化、舟山における内地漢奸の取り締まりなどを各省督撫に指示した。また、北京に商行を設立することを求める第2条と広州省城に近接した一区画の分与を要求する第4条－ともに広東体制の機能【A】の侵犯－に対しては、澳門の外国商人が越境して朝貢の空間としての京師・省城に混入することはありませんと反駁し、11月16日に省城広州に到着した使節団に対して、城内に接する西関の十三行から引き離すことを指示、その結果、使節団は珠江を隔てた対岸、河南の陳氏庭園に宿泊し、そこで省城に入ることを厳禁する旨の勅書を宣読・交付された。さらにマカートニー使節団が広州を出発してからほぼ1年後の乾隆59年12月24日（1795.01.14）、イギリス国王アートの2通の勅書を、常に参照また継承すべき最重要文書として、以後、歴代の両広総督・広東巡撫などに申し送りし、基本方針とすることが指示された⁽¹⁰¹⁾。

マカートニー使節団の際はまだ可能性にすぎなかった広東体制に対する侵犯が、具体的な形となったのが、第2次澳門占領事件であった。嘉慶13年7月21日（1808.09.11）に海軍少将 W.O. ドルリーが搭乗する旗艦ラッセル（*HMS Russell*）号以下の3隻のイギリス軍艦が澳門沖の鷄頸洋面に到着・停泊し、8月2日（09.21）にはイギリス兵が澳門に上陸、三巴寺と龍嵩廟（*Igreja de Santo Agostinho*）および東望洋（*Fortaleza da Guia*）・西望洋（*Forte de Nossa Senhora da Penha de França*）の両砲台を占領した（広東体制の機能【B】

の侵犯)。これに対し香山県知県彭昭麟は、イギリス兵の砲台駐留を許してはならないこと、また砲台から即時撤退して軍艦に戻るよう、イギリスの大班 J.W. ロバーツ (John William Roberts) とドルリーに伝えることを澳門議事会の理事官に命令し、両広総督呉熊光はイギリス商船の貿易を停止した。他方、ドルリーはイギリス人に対する、ポルトガル人と同等の澳門居留権許可を取り次ぐ上奏を要求するために、長崎から帰還したフェートン号に乗船して虎門から黄埔に進入、さらに省城十三行に赴いて呉熊光に面会を要求した(広東体制の機能【A】の侵犯)。呉熊光はこれを拒否し、買弁による食糧供給を断絶、水師を省河一帯に集中した。他方、ドルリーの方はイギリスの商人および商船に48時間以内に広州を離れることを指示し、両者は一触即発の状況となったが、省城政府の圧力とイギリス商人の反対に押されて、ドルリーは黄埔から軍艦を撤退、それを受けてイギリス船の貿易が再開され、11月4日(12.20)にはイギリス兵も澳門から撤収し、11月12日(12.28)には澳門沖を離れて帰帆した。この事件に際して両広総督呉熊光は、当初、継承・準拠することが指示されていた乾隆帝の勅諭を参照することを怠り、イギリス兵による澳門砲台占領の長期化およびドルリーの黄埔・省城十三行への進入を許した廉で罷免・問罪された。その後、新任の両広総督に任命された百齡は、澳門・虎門で査察を行ったあと、まず嘉慶帝からの面諭に対する報告の奏摺を嘉慶14年4月8日(1809.05.21)に奉り、ついで4月20日(06.02)に、①前山營の創設・新涌山砲台の新設・蕉門河口の封鎖、②乾隆24年(1759)の「防範外夷規條」を増訂した「華夷交易章程」の發布をそれぞれ提議した奏摺2通を同時に奉った【匯編①739-744】。この2通の奏摺とともに上呈された「コメント入り絵図」が、【図版④】「絵図貼説」である⁽¹⁰²⁾。

百齡の「絵図貼説」に描かれているのは、①十三行を描かないことで、明確なコントラストがつけられた省城広州と澳門、②省城広州から前山寨(澳門海防同知衙門)を経て澳門へと走る縦の中軸線、③省城広州・澳門・虎門・黄埔など、分節化された各空間とそれぞれが果たしている機能、という三重の規律からなる広東体制の領域である。一方、このコメント入り絵図を見るように設定された主体(観者)は、奏摺の宛先、天子嘉慶帝にはかならない。外国軍人が率いる集団の侵入という重大事件にもかかわらず、省城広州が澳門と同じようには内部構造が描かれず、たんなるマークにとどまっているのは、この絵図が外在的な俯瞰を排した、漢人読書人層の一人称内在的観点で描かれ、観者の身体があらかじめ絵図中に組み込まれているためである。嘉慶帝が奏摺とこの絵図を机上に広げるとき、絵図最下段の省城広州-乾隆帝は朝貢の空間として、省城広州を京師紫禁城と二重写しにしていた-は、もっとも手前、嘉慶帝の身体にほとんど接した位置に来る。一人称としての我々の視界の中に、鼻・手など自らの身体の一部が常に入っているように、「絵図

貼説」中の省城は、観者嘉慶帝の視界の中の自らの身体の一部として機能・認識されることになる。広東体制の論理と領域を集約したこの絵図を参照しつつ百齡の奏摺を読む嘉慶帝は、ドルリーの省城侵入が乾隆帝のいう「中外之大防」－天子としての身体を持つ自己のアイデンティティ（朝貢が表象する徳の「光被」と「中外一統」）－⁽¹⁰³⁾を大きく損なうものであることを痛感することになる。このような見方を要求する百齡の「絵図貼説」を、清朝西北版図の拡大にともなって増築されていった熱河離宮－麗正門石額（満洲語・チベット語・漢語・ウイグル語・モンゴル語）、外八廟（チベット仏教）、宮殿区（紫禁城）・湖泊区（江南）に対する平原区（モンゴル包での乾隆帝の招宴を描いた「万樹園賜宴図」⁽¹⁰⁴⁾）－と比べると、両者が内在と外在の明快な双対の関係－同一場所で同時に突き合わせることをさえしなければ、共存が可能－にあることを、あらためて印象づけられることになる。

註

- (1) 広東体制の大まかな研究動向については、村尾進「乾隆帝の面諭と広州のマカートニー使節団」村上衛編『転換期中国における社会経済制度』京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター、2021年、註(3)参照。
- (2) 中国第一歴史檔案館・澳門一国両制研究中心選編『澳門歴史地図精選』華文出版社、2000年、75頁。同書はこのコメント入り絵図のタイトルを「澳門図説」としているが、描写の対象が澳門にはとどまらない、広東体制の領域全体であるところに絵図作成の本質があることに鑑みて、本論文では「百齡(の)「絵図貼説」、あるいはたんに「絵図貼説」という表現を使用する。「謹將遵旨會議控制番夷・防堵盜賊章程、合詞繕摺具奏、並繪圖貼説、恭呈御覽」中国第一歴史檔案館・澳門基金会・暨南大学古籍研究所合編『明清時期澳門問題檔案文献匯編』人民出版社、1999年、(1)742頁。なお、『澳門歴史地図精選』76-77頁に収録されている呉熊光奏摺（嘉慶13年10月27日付）添付の絵図（『澳門歴史地図精選』はこれも「澳門図説」と命名しているが、こちらは澳門本体しか描かれていないので、このタイトルは順当である）も「〔澳門〕繪圖貼説」（『明清時期澳門問題檔案文献匯編』(1)689頁）であるが、本論文で使用する「絵図貼説」はすべて百齡の奏摺とともに上呈されたものを指している。
- (3) 『明清時期澳門問題檔案文献匯編』(1)544、554頁。
- (4) 広東体制の領域が近世東アジア世界と東南アジア世界の境界として機能していたことは、遭難して東アジア海域に漂流した東南アジアの人々および西洋人と、遭難して東南アジア海域に漂流した中国人・朝鮮人・日本人・琉球人が、送還される際に、中継点として広州・澳門を経由することが多く見られたという事実にも表現されている。劉序楓「再論清代東亜海域の海難民遣返網絡－以19世紀初的兩件海難事例為中心」『国家航海』第27輯、上海古籍出版社、2021年、108、115頁。また、嘉慶13年(1808)のフェートン号(長崎)、嘉慶21年(1816)のアルセスト(*Alceste*)号(朝鮮・琉球)、道光12年(1832)のロード・アマースト(*Lord Amherst*)号(廈門・福州・寧波・上海・山東・朝鮮・琉球)、道光15年

- (1835) のヒューロン (*Huron*) 号 (福建・浙江・江蘇・山東)、道光17年 (1837) のモリソン (*Morrison*) 号 (鹿児島・浦賀) は、いずれも広東体制の領域から東アジア海域に入ったものであることも、境界性のもう一つの表現となっている。このうち、後三者にはバタヴィア・シンガポール・マラッカ・ペナン・バンコクなどに滞在した経験を持ち、澳門に長期滞在中かつ活動の場としていた宣教師たち－アマースト号は K・ギュツラフ (Karl Friedrich August Gützlaff)、ヒューロン号は W.H. メドハースト (Walter Henry Medhurst)、モリソン号はギュツラフと S.W. ウィリアムズ (Samuel Wells Williams)－が同乗していた。
- (5) 広東体制の領域が持つ不安定さを「海賊」という側面から述べた研究として、豊岡康史「珠江河口における貿易秩序と海賊問題 (1780-1820)」『東洋史研究』第72巻第1号、2013年、同『海賊からみた清朝 18～19世紀の南シナ海』藤原書店、2016年がある。またアヘン問題の側面から述べたものに、井上裕正『清代アヘン政策史の研究』京都大学学術出版会、2004年がある。
- (6) 「絵図貼説」では、本来、北の方角に位置する省城が絵図の下部、南に位置する澳門が上部に配置されている。明清時代の海防地図に見られるこのような表現が、伝統的な「華夷」「内外」の観点にもとづくものであることについては、葛兆光著・橋本昭典訳『中国は“中国”なのか－「宅茲中国」のイメージと現実』東方書店、2020年、129-133頁参照。
- (7) 「Ⅱ「絵図貼説」の領域」は、以下の3本の論文の関連部分を増修訂し、広東体制の形成プロセスに沿って統合したものである。村尾進「乾隆己卯－都市広州と澳門がつくる辺疆－」『東洋史研究』第65巻第4号、2007年；同「港市を離散化する－懷遠駅・十三行・澳門－」『中国文化研究』第25号、2009年；同「「特に一所を設けて」－碣石鎮総兵陳鼎の奏摺と長崎・広州－」『中国文化研究』第29号、2013年。
- (8) 印光任・張汝霖原著、趙春晨校注『澳門記略校注 (澳門文化叢書4)』澳門文化司署、1992年、4頁。『澳門記略』国家図書館出版社、2010年、呉志良「《澳門記略》影印版前言」3-4頁。湯開建『明清士大夫与澳門』澳門基金会、1998年、219-224頁。
- (9) 『澳門記略校注 (澳門文化叢書4)』4-5頁。『明清士大夫与澳門』220-221、224-232頁。
- (10) 乾隆16年 (1751) 原刊本 (西阪草堂刊本) を影印した『澳門記略』国家図書館出版社、2010年に拠る。
- (11) 以下、『澳門記略校注 (澳門文化叢書4)』をテキストとして使用し、本文中において【校注】と略称して該当頁を注記する。なお、『澳門記略』の諸版本については、章文欽「《澳門紀略》研究」章文欽『澳門与中華歴史文化』澳門基金会、1995年、142-145頁に詳細な記述がある。
- (12) 印光任「青洲煙雨」詩【校注39】
- | | |
|-------------|-----------------------|
| 海天多氣象 煙雨得青洲 | 海天 氣象多く 煙雨 青洲を得たり |
| 蓊鬱冬疑夏 蒼涼春亦秋 | 蓊鬱 冬に夏を疑い 蒼涼 春も亦た秋なり |
| 鐘聲沉斷岸 帆影亂浮鷗 | 鐘聲 斷岸に沈み 帆影 浮鷗に亂る |
| 景比瀟湘勝 何人遠倚樓 | 景は瀟湘に比して勝り 何人か遠く樓に倚らん |
- 張汝霖「澳門喜晴」詩【校注31】
- | | |
|-------------|-------------------------|
| 海腹餘秋鬱 天心放午晴 | 海腹 秋鬱を餘すも 天心 午晴を放わす |
| 澳雲開鏡匣 沙圃出棋枰 | 澳雲 鏡匣を開き 沙圃 棋枰を出だす |
| 水磬深聽響 林花遠見明 | 水磬 深く響くを聽き 林花 遠く明るきを見る |
| 蕉窗新展綠 搖曳向人清 | 蕉窗 新たに綠を展べ 搖曳して人に向うこと清し |
- 詩の解釈については、章文欽箋注『澳門詩詞箋注 明清卷』珠海出版社・澳門特別行政區政

府文化局、2002年、129-130、148-149頁を参照した。

- (13) 「臺方廣可百畝、中有堂、西南指十字門、東望則九洲洋、如列星羅几研間、下即宋文天祥勤王經由之伶仃洋也、西望則三竈・黃楊諸山、而北折而上為崖山也」。
- (14) 『澳門記略』が宋末勤王運動および明の遺民とそのネットワークを強く意識したものであることは、劉月蓮『《澳門記略》探微』『RC/文化雜誌（中文版）』第42期、2002年に精緻な考証がある。また、『澳門記略』に『明史』編纂官の詩詞の引用がなされていることも、論文末尾において簡潔に言及がなされている。私のこの論文の第1章では、宋末勤王運動と明の遺民に関しては劉月蓮氏の成果に依拠し、あらたに『明史』編纂官として王士禎・李澄中の2人を追加、さらに『明史』の記述そのものも『澳門記略』「澳蕃篇」中にふんだんに織り込まれていることに言及しつつ論を進めていく。
- (15) 張汝霖「修宋大傅枢密副使越国張公墓碑」・羅天尺「張司馬修復張大傅墓寄示碑文因感成歌」・郭植「張大傅墓為柏園司馬新修因賦長歌奉寄」・李卓揆「和張司馬修張大傅墓成示張劉諸子之作」・何邵「誦張司馬宋越公張世傑墓碑歌」。なお、劉月蓮『《澳門記略》探微』70頁に張世傑墓の写真が掲載されている。また、張汝霖と羅天尺・郭植・李卓揆たちとの交流の一端は、『澳門詩詞箋注 明清卷』110頁にうかがうことができる。
- (16) 『澳門詩詞箋注 明清卷』67、84頁。劉月蓮は虎門を歌った「候汝」詩【校注36】の作者「今日〔曰〕僧」も明の遺民であろうと推測している。劉月蓮『《澳門記略》探微』69頁。
- (17) 劉月蓮『《澳門記略》探微』63、73頁。
- (18) 朱端強『万斯同与《明史》修纂紀年』中華書局、2004年、100、104頁。
- (19) 「唐宋尤夥、歷元至明洪武初、定制諸蕃三年一貢、世見來王、先給于〔予〕符簿、凡使至、三司與合符驗、視表文・方物無偽、乃津送至京、惟倭不與期、當是時、使履其境者三十六、聲同於耳者三十一、風殊俗異、大國十有八、小國百四十有九、永樂初、命鄭和通使西洋、復破滅交趾、郡縣其地、諸蕃益震響、貢獻畢至、奇貨重寶、前世所未有、蘇祿國貢大珠一、其重七兩有奇、蕃王至率其妻屬以朝、遣子入監者不可勝數」。
- (20) 「因置懷遠驛於蜆子步、命朝貢諸國山川得附祭於貢道所由郡國山川之次、後雖以海禁故、稍稍趨漳・泉、然終明之世、朝貢不絕、琉球修職尤謹」。
- (21) 「間考有唐林邑・真臘、雖入貢、顧嘗更號犯邊、明正德中、佛郎機突入通貢、守臣以非例不許、尋退泊南頭、樹柵自固、至掠嬰兒為食、御史邱道隆・何鰲疏其罪、海道副使汪鉉率兵往逐、猶以火器抗、鉉募善泅者、鑿而沉其舟、逸出者悉擒斬之、遣其鉉械、後鉉請如夷制為鉉、頒諸邊鎮、遂名為佛郎機、善乎、唐節度使王處〔虔〕休之言曰、海門之外、隱若敵國、資忠履信、貽厥將來、則馭夷綏邦之懿軌也」。
- (22) 「定其期、驗其表、船不踰三、人不踰百、入京儀從不得踰二十人、至則布政使設燕、官兵護之、入京遣序班、給勘合、送之歸國」。
- (23) 「其道廣東者、曰暹羅、順治十年請貢、後率期以三年、康熙十二年賜國王森列拍誥命及鍍金駝紐・銀印、雍正二年運米至粵、朝廷嘉其意、敕勿稅、賞賚有加」。
- (24) 「曰賀蘭、亦於順治十年遣使航海修朝貢、初定八年一貢、嗣改為五年、康熙二年其國遣出海王、率領戈船、至閩安鎮、助剿海逆、明年出海王助大兵克取廈門・金門、降敕褒之」。
- (25) 「其在西洋者、自鄭和所歷、有古里・瑣里・西洋瑣里・忽魯謨斯諸國、見之傳記、萬歷二十九年、利瑪竇始以方物由中涓馬堂進、國朝康熙六年通朝貢、以道遠、無貢期、貢物亦無定額、嗣是比年一至、十年貢使馬諾勿回至山陽病卒、祭葬如禮、十七年西洋國王阿豐肅遣貢獅子、馬諾勿・阿豐肅其屬西洋何國不可考、至雍正三年西洋意大里亞教化王伯納第多遣使奉表貢方物、則今澳夷之大西洋也、世宗降敕嘉賚、五年西洋博爾都噶爾國王若望復遣

使奉表入賀、豐其廩給、又遣郎中一員、同在京西洋人往迎、及送亦如之、蓋異數也」。ここに出現する国名・貢使名・国王名・教皇名については【校注101-102】の註で比定がなされている。

(26) 『澳門記略』国家図書館出版社、2010年、117頁。

(27) 他の方志にはない特色として「外番志」が『(雍正) 広東通志』に設けられた(『四庫全書総目』巻68「史部・地理類一 広東通志六十四巻」:「至外番一門、為他志所罕見」)のは、雍正2年(1724)以来、互市の外国商人と中国全土から追放された宣教師がともに省城広州に集中していたという特別の事情があった。本論文Ⅱ-1・Ⅱ-2参照。

(28) 『(雍正) 広東通志』「外番志」の関連部分を以下に引用する。『澳門記略』朝貢部分作成のためにピックアップされた箇所には下線を入れ、削除された「此歷代柔遠之大概也、國朝會典恭載云」は網かけにしている。

「明洪武初、通使諸番、定例三年一貢、世見來王、許以互市、立市舶提舉司以主之、舊制、應入貢番邦、先給與符簿、凡使至、三司與合符驗、視表文・方物無偽、乃津送入京、若國王・王妃・陪臣等附至貨物、抽其十分之五、其餘官給之直、暹邏・爪哇二國免抽、其番商私賻貨物入為易市者、舟至水次、悉封籍之、抽其十二、乃聽貿易、然閩廣姦民、往往有椎髻耳環、效番衣服聲音、入其舶中、導之為姦、因緣抄暴、傍海甚苦之、洪武三年五月、遣使頒科舉詔於安南・占城、以其通中國文字也、永樂改元、遣使四出、招諭諸番、貢獻畢至、奇貨重寶、前所未有、乃命內臣監鎮市舶、設公館於城南水濱、而稅璫多縱恣為民害、三年九月、大理寺卿關良輔初為湖廣副使、坐事降行人、至是奉使西南諸番、暹邏・爪哇以至西洋古里諸國、還京奏事、稱占、擢廣東按察使、內臣侯顯・鄭和等偕行人往返、番王皆厚禮之、……〔永樂四年〕八月置懷遠驛於廣州城蜆子步、建屋一百二十間以居番人、隸市舶提舉司、然內官總貨、提舉官吏惟領簿而已、成化・弘治之世、貢獻至者日夥、有司惟容使者入見、餘皆停留驛館、惟設燕管待、方許入城、正德十二年、因西海番人佛朗機、亦稱朝貢、突入東莞縣、火銃迅烈、震駭遠邇、御史邱道隆・何鰲奏之、奉命誅逐出境、自是海舶悉行禁止、例應入貢諸番亦鮮有至者、貢舶乃往漳・泉、廣城市肆蕭然、非舊制矣、兩廣巡撫都御史林富、稽祖訓、遵會典、奏聞報可、由是番舶復通焉、此歷代柔遠之大概也、國朝會典恭載云、國家一統之盛、超邁前古、東西朔南稱藩服・奉朝貢者不可勝數、進貢之年有期、入朝之人有數、方物有額、頒賞有等、司其職者、禮部主客清吏司并提督會同館、蓋柔遠之典、視前代有加焉、今考海外諸國、其入貢道路有由廣東者、有昔由廣東而今由福建者、有由福建・廣西而境接廣東者、俱歷志之、以備參考」

(29) 以下、『清史資料』第4輯、中華書局、1983年所収の『大義覺迷録』をテキストとして使用し、本文中において【覺迷録】と略称して該当頁を注記する。

(30) 北平故宮博物院文献館編『清代文字獄檔』第2輯、国立北平研究院、1931年、「屈大均詩文及雨花台衣冠塚案」第1葉A-第2葉A、第9葉A・B。

(31) 「版圖」に編入された「東南極邊番彝諸部」が台湾を指していることは、『皇清職貢図』作成に際して、乾隆17年(1752)7月、閩浙総督喀爾吉善が「查閩省界在東南、外夷番眾甚多」と称して、台湾の「生熟社番十四種」の絵図を作成・上呈したことからわかる。『清実録』巻419、乾隆17年7月の条。

(32) 『大義覺迷録』巻頭の上諭では、引用部分と同じ内容を「誠」に言及することなく説いている。

「且自古中國一統之世、幅員不能廣遠、其中有不向化者、則斥之為夷狄、…至于漢・唐・宋全盛之時、北狄・西戎世為邊患、從未能臣服而有其地、是以有此疆彼界之分、自我朝入主

中土、君臨天下、并蒙古・極邊諸部落俱歸版圖、是中國之疆土開拓廣遠、乃中國臣民之大幸、何得尚有華夷・中外之分論哉」【覚迷録5】。

- (33) ①『中庸章句』第32章「唯天下至誠、為能經綸天下之大經、立天下之大本、知天下之化育、夫焉有所倚」(島田虔次『大学・中庸(新訂中国古典選4)』朝日新聞社1975年、340-342頁)。

②『中庸章句』第22章「唯天下至誠、為能盡其性、能盡其性、則能盡人之性、能盡人之性、則能盡物之性、能盡物之性、則可以贊天地之化育、可以贊天地之化育、則可以與天地參矣」(『大学・中庸(新訂中国古典選4)』290-293頁)。

③『中庸章句』第31章「是以聲名洋溢乎中國、施及蠻貊、舟車所至、人力所通、天之所覆、地之所載、日月所照、霜露所隊(墜)、凡有血氣者、莫不尊親、故曰配天」(『大学・中庸(新訂中国古典選4)』336-340頁)。

- (34) いずれも『明史』「外国伝」のごく一部をピックアップした記述となっている。たとえば「爪哇」については、以下の通り。

『明史』卷324「外国五」

「爪哇在占城西南、元世祖時、遣使臣孟珙往、黥其面、世祖大舉兵伐之、破其國而還、洪武二年、太祖遣使以即位詔諭其國、其使臣先奉貢於元、還至福建而元亡、因入居京師、太祖復遣使送之還、且賜以大統曆、……成祖即位、詔諭其國、永樂元年又遣副使聞良輔・行人寧善、賜其王絨・錦・織金文綺・紗羅、使者既行、其西王都馬板遣使入賀、復命中官馬彬等賜以鍍金銀印、西王遣使謝賜印、貢方物、而東王李令達哈亦遣使朝貢請印、命遣官賜之、自後二王並貢、……〔正統〕八年、廣東參政張琰言、爪哇朝貢頻數、供億費煩、敝中國以事遠人、非計、帝納之、其使還、賜敕曰、海外諸邦、並三年一貢、王亦宜體恤軍民、一遵此制、十一年復三貢、後乃漸稀、……其國近占城、二十晝夜可至、元師西征、以至元二十九年十二月發泉州、明年正月即抵其國、相去止月餘、……其國一名莆家龍、又曰下港、曰順塔、萬曆時、紅毛番築土庫於大潤東、佛郎機築於大潤西、歲歲互市、中國商旅亦往來不絕、其國有新村、最號饒富、中華及諸番商舶、輻輳其地、寶貨填溢、其村主即廣東人、永樂九年自遣使表貢方物」

『澳門記略』【校注117】

「爪哇在占城西南、元世祖舉兵破其國、自泉州一月至、明賜以大統曆、又賜其西王印、東王亦朝貢請印、自後二王並貢、正統中、廣東參政張琰言、爪哇朝貢頻數、供億費煩、帝納之、敕令三年一貢、弘治以後鮮有至者、其國一名莆家龍、又曰下港、曰順塔、有新村、號饒富、華蕃商船輻輳、其村主即廣東人」

- (35) 尤侗が『明史』編纂官であったことは、『万斯同与《明史》修纂紀年』100頁、および徐坤『尤侗年譜』復旦大学出版社、2021年、114-115頁参照。尤侗が行った具体的な作業については、段潤秀『官修《明史》的幕後功臣』人民出版社、2011年、第8章に詳細な記述がある。また、尤侗の「外国竹枝詞」が『瀛涯勝覽』『星槎勝覽』『西洋朝貢典録』などの記述を織り込んでいることは、【校注118-119・133-134・135-136】の趙春晨による注釈参照。
- (36) 王鴻緒・李澄中・毛奇齡が『明史』編纂官であったことは、『万斯同与《明史》修纂紀年』100、104-105頁参照。毛奇齡が行った具体的な作業については、『官修《明史》的幕後功臣』第3章に詳細な記述がある。たとえば王士禎は、オランダから貢物として献上された刀剣を詩に歌っている。「荷蘭刀剣」詩：「憶戰金門島 王師大合圍 寒芒生海外 真見著胸飛」【校注130】。

- (37) 「澳城」(「望洋台」詩)【校注148】、「草」(「荼蘼花」詩・「西洋菊」詩・「茉莉」詩・「広

- 東新語』【校注156-158】、「木」(『広東新語』【校注160】、「禽」(『釈今種詩』【校注161】、「獸」(『広東新語』【校注163】、「食貨」(『広東新語』【校注165】、「珠」(『広東新語』【校注167】、「卉服為布」(『広東新語』【校注168・169】、「玻璃」(『玻璃鏡』詩)【校注173】、「燭」(『謝西洋郭丈惠珊瑚筆架』詩・『広東新語』【校注174】。
- (38) 『明史』編纂と万斯同の深い関わりについては、『万斯同と《明史》修纂紀年』参照。
- (39) 原文では引用文の①と②の間に学問・言語・医学・芸術(絵画)に関するごく簡単な記述および天主教の「天堂・地獄之説」に対する批判、また②と③の間に「安南」・日本・「噶羅巴」の禁教の記事が挟み込まれているが、煩瑣になるので引用していない。
- (40) 徐海松『清初士人与西学』東方出版社、2000年、第7章・第8章。
- (41) 『續学堂詩鈔』巻4「雨坐山窓得程偕柳書寄到吳東巖詩箋依韻答之」:「試觀西說類周牌 蓋太古術存遺翰 聖天神縱紹唐虞 觀天幾暇明星爛 論成三角典謨垂 今古中西皆一貫」(自注)「御制三角形論言、西學實源中法、大哉王言、著撰家皆所未及」。
- (42) 『清初士人与西学』220頁。
- (43) 漢語をベースにして、対応する外国語の発音を漢字で当てていくというスタイルは、嘉慶5年(1800)に冊封使として琉球を訪れた李鼎元の『琉球訳』(『球雅』)にも共通する。村尾進「李鼎元撰『使琉球記』解題」夫馬進編『増訂 使琉球録解題及び研究』榕樹書林、1999年、所収；同「『球雅』の行方-李鼎元の『琉球訳』と清朝考証学-」『東洋史研究』第59巻第1号、2000年。
- (44) これは、異物の排除ではなく、自己を認識することが免疫の本質であるとする現代免疫学、生体における制御は出力から始まり、脳は外界からの刺激に対する反応の装置ではなく、経験・記憶にもとづく予測の機構であることを主張する現代脳科学、人間の行為をベースにして内側から外部に向けて意図に満ちた空間を形成していく現代建築学の動向と共通する性格のものだと思われる。多田富雄『免疫の意味論』青土社、1993年；G. ブザーキ『脳のリズム』みすず書房、2019年、「はしがき」「はじめに」；L.F. バレット『バレット博士の脳科学教室7½章』紀伊國屋書店、2021年；芦原義信『外部空間の設計』彰国社、1994年；ユハニ・パッラスマー『建築と触覚』草思社、2023年。
- (45) 以下、『明清時期澳門問題檔案文献匯編』(1)を【匯編①】と略称し、本文中に該当頁を注記する。
- (46) 吳旻・韓琦編校『欧州所藏雍正乾隆朝天主教文献匯編』上海人民出版社、2008年、19-26頁。矢沢利彦編訳『イエズス会士中国書簡集2 雍正編』平凡社、2003年、4-16頁。
- (47) Lo-Shu Fu, *A Documentary Chronicle of Sino-Western Relations (1644-1820)*, Tucson: the University of Arizona Press, 1966, PART II, pp. 504-505.
- (48) 『碑伝集』巻17、杭世駿「張尚書伝」。
- (49) 福安県の事件以来、雍正帝は読書人から20通以上の反天主教嘆願書を受け取っていると怡親王允祥は述べている。『イエズス会士中国書簡集2 雍正編』40頁。
- (50) 『イエズス会士中国書簡集2 雍正編』「第1書簡」にも請願書に関する詳細な記述がある。
- (51) 中国第一歴史檔案館編『清中前期西洋天主教在华活動檔案史料』中華書局、2003年、第1冊61頁。
- (52) 『欧州所藏雍正乾隆朝天主教文献匯編』35-36頁。
- (53) 中国第一歴史檔案館編『清宮粤港澳商貿檔案全集』中国書店、2002年、(1) 241-245頁。
- (54) 『イエズス会士中国書簡集2 雍正編』47頁。
- (55) 以下に、バチカン市国の Archivio Storico di Propaganda Fide に所蔵されている陳昂奏摺

抄写テキストの全文を掲げる。所蔵分類名・文書番号は、「“Indie Orientali e Cina” 1715-1717, No. 737, 750, 738-741」である。また、これに続く No. 742-745 の文書は陳昂の奏摺を閲覧した康熙帝が発した「該部議奏」の指示に対し、兵部が議覆を行った康熙56 (1717) 年4月12日付けの題本の抄写、No. 746・747 は宣教師たちの請願の文書である。陳昂奏摺の日本語訳は、村尾進「特に一所を設けて－碣石鎮総兵陳昂の奏摺と長崎・広州－」『中国文化研究』第29号、2013年、参照。また、テキストの一部の書影は、村尾進「広州の背後にある長崎 長崎の行方にある広州」『歴博』第203号、国立歴史民俗博物館、2017年、7頁に提示している。なお、陳国棟「陳昂与陳瓚－康熙五十六年禁止南洋貿易的決策」陳熙遠主編『覆案的歷史 檔案考掘与清史研究』中央研究院、2013年、下冊460-462頁も、閻宗臨が抄写し、閻宗臨著・閻守誠編『伝教士与法国早期漢学』大象出版社、2003年、に収録された陳昂奏摺の全文テキストを提示している。Archivio Storico di Propaganda Fide 所蔵テキストとの若干の文字の異同は認められるが、問題となるようなものではない。

「碣石鎮陳為聖主遠念海疆等事、切臣是年例應統巡通省各海洋、自二月西下瓊州、六月東上南澳、一年之間、往返波濤、臣親率舟師、窮搜島嶼、幸邀德威遠佈、海宇謐寧、因師次香山澳門、忽見紅毛船十餘隻盡入廣省貿易、不勝駭異、慮貽後患、正擬將海外形勢・紅夷利害、具摺奏聞、適十二月十八日、接閱抵〔邸〕抄、伏讀聖諭、遠慮海疆、留心外國、禁止內地船隻、不許南洋行走、以絕接濟、以杜後患、且詢問九卿、下及閑散之人、非我皇上以堯舜兢業為心、未雨綢繆、安能慮及此也、然海外形勢・諸國扼要、非身歷其境真知灼見者、誰敢妄陳于上前、臣少時曾經海上貿易、至日本・暹羅・廣南・咬啣吧・呂宋諸國、悉知其形勢情形、故敢為我皇上陳之、夫東方海國、惟日本為大、此外悉皆尾閭、並無別番、其次則大小琉球、〔此〕外皆萬水朝東、亦並無別國、至福建則惟臺灣、西則暹羅為最、此外有六坤・斜仔・大泥・柬埔寨・占城・交趾、而安南即與我瓊州南接壤、惟東南方番族最多、如文萊・蘇祿・柔佛・丁機宜・麻六甲・馬神・吉里何等數十國、皆係小邦、謹守國度、不敢遠圖、夫咬啣吧為紅毛市泊之所、呂宋為西洋市泊之所、誠如聖諭所云、熟〔孰〕知咬啣吧古時為巫來由地方、緣由與紅毛交易、早已被其侵佔矣、臣遍觀海外諸番、日本雖強、明時作亂、皆因中國奸人引誘、今則通我商船、不萌異志、琉球久奉正朔、臺灣已入版圖、而暹羅・安南諸番、年年奉貢、不生他心、惟紅毛一種、奸宄莫測、夫紅毛為西北番之總名、其中則有英珈黎・干系臘・和蘭西・和蘭・大小西洋各國、種族雖分、而氣則一、惟有和蘭西一族、兇狼異常、雖為行商、實圖劫掠、凡遇商船・番船、靡不遭其沉滅矣、且到處窺覷、圖謀人國、況其船堅固、不怕風波、每船大炮、多置百餘位、所向莫當、去年廈門、一船且敢肆行無忌、其明鑑也、今以十餘隻之船、盡集廣省、且澳門一種是其祖家、聲勢相援、久居我地、廣東情形、早已熟爛、倘內外交通、禍生莫測、悔莫及矣、伏乞皇上早飭督撫關部諸臣、另為設法、多方防備、或於未入港之先、起其炮位、方許進口、或另設一所、關束夷人、或每年不許多船、輪流替換、不致狼奔豕突、貽害無窮、庶可消奸宄異心、而地方得以安堵、臣更有慮者、天主一教、設自西洋、延及呂宋、明時呂宋與日本通商、即將此教誘化國人、數年後招集多人、內外夾攻、幾滅日本、後被攻退、兩國冤仇、至今未休、今無故各省設堂、歲費金錢數萬、招集匪類、計期禮拜、且窺我形勢、繪我山川、誘我人民、不知其意欲何為、此臣之所不解者、然昔知天主延及呂宋、則奪其國土矣、此輩兇惡叵測、在日本則思圖其國、在呂宋則已奪其邦、況目下廣城、設立教堂、城內外佈滿、而入教者不知其許多人、加以同類夷船叢集、安知不相交通、陰謀不軌、此臣之所更為隱憂也、伏乞勅部早為禁絕、無使滋蔓為害非輕、夫涓涓不息、將成江河、萌萌不絕、將尋柯斧、非我皇上圖治未

- 亂、保安無危、為億萬年計、臣不敢以此言進、至于各海口煙墩〔墩〕・炮臺、各省提鎮協營、自當欽遵修整、安頓得宜、毋煩聖衷、如果臣言可採、伏乞俯賜全覽施行、奉旨、該部議奏」
- (56) “Indie Orientali e Cina” 1715–1717, No. 742–745. 矢沢利彦編訳『イエズス会士中国書簡集 6 信仰編』平凡社、2003年、106–115頁。
- (57) “Indie Orientali e Cina” 1715–1717, No. 746・747.『イエズス会士中国書簡集 6 信仰編』116–119頁。
- (58) 『イエズス会士中国書簡集 6 信仰編』119–140頁。
- (59) 『清実録』巻275、康熙56年10月丁未の条。『四庫全書総目』巻72「史部地理類四 海国聞見録二巻」。
- (60) Anders Ljungstedt, *An Historical Sketch of the Portuguese Settlement in China; and of the Roman Catholic Church and Mission in China & Description of the City of Canton*, Hong Kong: Viking Hong Kong Publications, 1992, pp. 28, 69. C.A. Montalto de Jesus, *Historic Macao*, Hong Kong: Oxford University Press, 1984, pp. 129–130.
- (61) 『清実録』巻277、康熙57年2月丁亥の条。ただし、広州において教会は破壊、信徒は駆逐され、宣教師は広州から内地に入ることができないと A. ゴービル (Antoine Gaubil 宋君栄) は報告している。杜赫徳編・鄭徳弟訳『耶蘇会士中国書簡集 中国回憶録 II』大象出版社、2001年、281頁。
- (62) 『海国聞見録』序。『望溪先生文集』巻10「広東副都統陳公墓誌銘」。
- (63) 『華夷変態』「大明客総管陳昂為稟請」東洋文庫、1958年、上冊642–644頁。
- (64) 王重民「陳昂伝」『冷廬文藪』上海古籍出版社、1992年、(上) 212–214頁。中国第一歴史檔案館編『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』江蘇古籍出版社、1989年、第12冊43頁。陳倫炯『海国聞見録』自序。
- (65) 陳倫炯『海国聞見録』自序：「少長、從先公宦浙、聞日本風景佳勝、且欲周諮明季擾亂閩浙・江南情實、庚寅夏親遊其地」。
- (66) 「又於八月十八日准內閣行文、雍正五年七月初二日奉上諭、爾等所查康熙年間辦理海洋及臺灣各案、著繕寫發與高其倬・楊文乾、伊二人現有料理海洋・臺灣之事、將此舊案密行發與閱看、若有查考之處、伊等便於稽查、欽此、并奉到繕寫御覽奏摺一摺」『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第10冊580頁。
- (67) 『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第13冊638頁。なお、「土庫」については、岩井茂樹『朝貢・海禁・互市』名古屋大学出版会、2020年、273–275頁において、もともと土石で築いた倉庫などを意味した「土庫」という語が、福建人の貿易商や移民によって東南アジアに広まり、貿易拠点としての商館を指す言葉に変化したこと、長崎に来航する中国商人が中国国内における「行」「棧」と同じ機能を持つ唐人館内の家屋を“*toko*”と呼んだのは、長崎貿易が東南アジア方面にまで広がる唐人の貿易ネットワークの一部であったことを示していること、“*toko*”は現在でもマレー語系諸語において商店を意味する語として広く使われていることなどが指摘されている。
- (68) 『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第13冊664–665頁。
- (69) 王朝恩の広東布政使在任期間は、康熙54年(1715)から雍正元年(1723)年までであり(錢実甫編『清代職官年表』中華書局、1980年、第3冊1807–1812頁)、陳昂の上奏、それを受けた広東官僚に対する諮問と合議・回答、すべての外国商船を澳門に集中させようとして失敗に終わった試み、広州において印票を所有しない宣教師たちが搜索され、一箇所に集められたことなどは、すべて王朝恩が間近で見聞・体験してきた事柄である。

- (70) 『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第14冊32頁。
- (71) 『海国聞見録』『東洋記』：「國王居長崎之東北、陸程近一月、地名彌耶穀、譯曰京」「俗尊佛、尚中國僧」。
- (72) 『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第12冊908頁。
- (73) H. B. Morse, *The Chronicles of the East India Company Trading to China 1635–1834*, Oxford: Clarendon Press, 1926, vol. I, p. 188. 翌雍正7年（1729）の「総商」は、秀官（Suqua）・唐康官（Ton Hunqua）・廷官（Tinqu）・啓官（Coiqua）の4人であった。Morse, *op.cit.*, vol. I, p. 195.
- (74) Morse, *op.cit.*, Vol. I, p. 190. J. B. Eames, *The English in China being an Account of the Intercourse and Relations between England and China from the Year 1600 to the Year 1843 and a Summary of Later Developments*, London, Dublin, New York: Curzon Press, Harper & Row Publishers, 1974, p. 72. P. Auber, *China: An Outline of Its Government, Laws, and Policy: And of the British and Foreign Embassies To, and Intercourse With, That Empire*, London: Parbury, Allen, 1834, pp. 158–161.
- (75) Paul Hallberg and Christian Koninckx eds., *A Passage to China, Colin Campbell's Diary of the First Swedish East India Company Expedition to Canton, 1732–33*, Göteborg: Royal Society of Arts and Sciences, 1996, pp. 90 fn.170, 95, 117–118, 120–122, 138–141, 144–145, 162–163.
- (76) *Ibid.*, p. 137.
- (77) *Ibid.*, p. 95.
- (78) *Ibid.*, pp. 156–157.
- (79) *Ibid.*, pp. 105, 109.
- (80) 『イエズス会士中国書簡集6 信仰編』の第15・16書簡にも詳細な記述がある（259–305頁）。ケゲレルはこの時も、通信・貿易上の必要性を理由に、2、3人の「西洋人」を広州に留めることを請願した【**匯編①173**】。パランナン（Dominique Parrenin 巴多明）は雍正帝が請願を聞き入れたといっているが、鄂弥達が広州にある全教会を売り払ってしまったために、結局、宣教師たちは広州に戻ることはできなかった。矢沢利彦編訳『中国の布教と迫害 イエズス会士書簡集』平凡社、1980年、56頁。
- (81) 雍正帝も外国船貿易の澳門移転を既定の方針と考えていた。『イエズス会士中国書簡集6 信仰編』「第16書簡」（287頁）。
- (82) Beatriz Basto da Silva, *Cronologia da História de Macau Século XVIII* (Vol. 2), Macau: Direcção dos Serviços de Educação e Juventude, 1997, pp. 69–70, 73.
- (83) その後、澳門に関しては、同知・県丞に加えて、香山知県も「兼轄」するようになった。『清実録』卷317、乾隆13年6月己卯の条。
- (84) Morse, *op.cit.*, Vol. I, p. 248.
- (85) P.A. Van Dyke, *The Canton Trade: Life and Enterprise on the China Coast, 1700–1845*, Hong Kong: Hong Kong University Press, 2005, p. 13.
- (86) Silva, *op.cit.*, p. 91.
- (87) Charles F. Noble, *A Voyage to the East Indies in 1747 and 1748: containing an Account of the Islands of St. Helena and Java; of the City of Batavia; of the Government and Political Conduct of the Dutch; of the Empire of China, with a Particular Description of Canton, and of the Religious Ceremonies, Manners and Customs of the Inhabitants*, London, 1762, pp. 255, 214–215, 248–250, 300.
- (88) Silva, *op.cit.*, p. 99. Ljungstedt, *op.cit.*, p. 29.
- (89) 劉芳輯・章文欽校『葡萄牙東波塔檔案館藏 清代澳門中文檔案彙編』澳門基金會、1999

年、下冊703-704頁。なお、直前の1366文書（「映嗎喇呖」の澳門から省城への移動）は乾隆10年9月21日付となっており、これだけを見ると、省城・澳門間移動がもっと早くから制度化されていたように見えるが、「映嗎喇呖」関連の別文書が同書730頁（1414文書）に収録されており、そこに「紅毛逃夷映嗎喇呖等二十七名」とあるので、これは外国商人の通常の移動に関する案件ではないことがわかる。

- (90) 澳門から省城へ戻る際は、澳門県丞（「分府」）が外国商人の申請を受けることになっていた（引用した文書1367の最後の一文）。「仍飭令該夷商依限照例具稟本分府、發給照票回省、毋得任其逗遛」。
- (91) Van Dyke, *op.cit.*, p. 13.
- (92) Ljungstedt, *op.cit.*, p. 29.
- (93) 『清実録』 卷602、乾隆24年12月戊子の条。
- (94) 保商制度の本質を、貿易の独占ではなく、行商側の納税・海関側の徴税という観点から明快に分析した業績に岡本隆司『近代中国と海関』名古屋大学出版会、1999年がある（第2章・補論）。また、1750年代に時期をしばって、商取引をめぐる十三行商人・イギリス東インド会社管貨人・広州当局三者の戦略と行動、対立と協調を詳細に分析した研究に、藤原敬士『商人たちの広州－1750年代の英清貿易』東京大学出版会、2017年がある。
- (95) 『史料旬刊』「新柱等奏審明李永標各款摺」国風出版社、1963年、65-68頁。
- (96) Morse, *op.cit.*, Vol. I, pp. 296-297, Vol. V, pp. 10-14.
- (97) Morse, *op.cit.*, Vol. V, pp. 29, 37-41.
- (98) 外国商人の行動管理とならぶ保商のもう一つの責務、税課納入については、「防範外夷規条」の裁可に1年先立つ、イギリス東インド会社管貨人の請願書に対する広東巡撫の5条の回答書（乾隆23年12月6日/1759.01.04）において、やはり第1条：澳門住冬、第2条：税課納入という形で、すでにペアが作られていた。Morse, *op.cit.*, Vol. V, pp. 76-77.
- (99) 『葡萄牙東波塔檔案館藏 清代澳門中文檔案彙編』下冊707頁（文書1375）。
- (100) 広州府学には「高宗御製平定准噶爾告成太学碑」（乾隆20年）および「高宗御製平定回部告成太学碑」（乾隆24年）が立てられていた。洗劍民・陳鴻鈞編『広州碑刻集』広東高等教育出版社、2006年、60-63、66-69頁。『（乾隆）広州府志』卷2（輿図）「広州府疆域形勢総図説」：「今則車書一統、秦越一家、其要害當不在西北而在東南矣、至波浪接天、晶瀾無際、蠓鏡一澳、島嶼孤懸、番夷聚族、海舶連檣、作會城之藩衛、扼要莫重於此」。
- (101) 村尾進「乾隆帝の面諭と広州のマカートニー使節団」。
- (102) 村尾進「乾隆帝の勅諭と第2次澳門占領事件」福岡万里子編『近世近代転換期東アジア国際関係史の再検討－日本・中国・シヤムの相互比較から－（国立歴史民俗博物館研究報告第239集）』国立歴史民俗博物館、2023年。
- (103) 村尾進「乾隆帝の面諭と広州のマカートニー使節団」304-307頁。
- (104) 聶崇正主編・岩谷貴久子等訳『郎世寧全集1688-1766』科学出版社東京、2015年、上巻206頁。